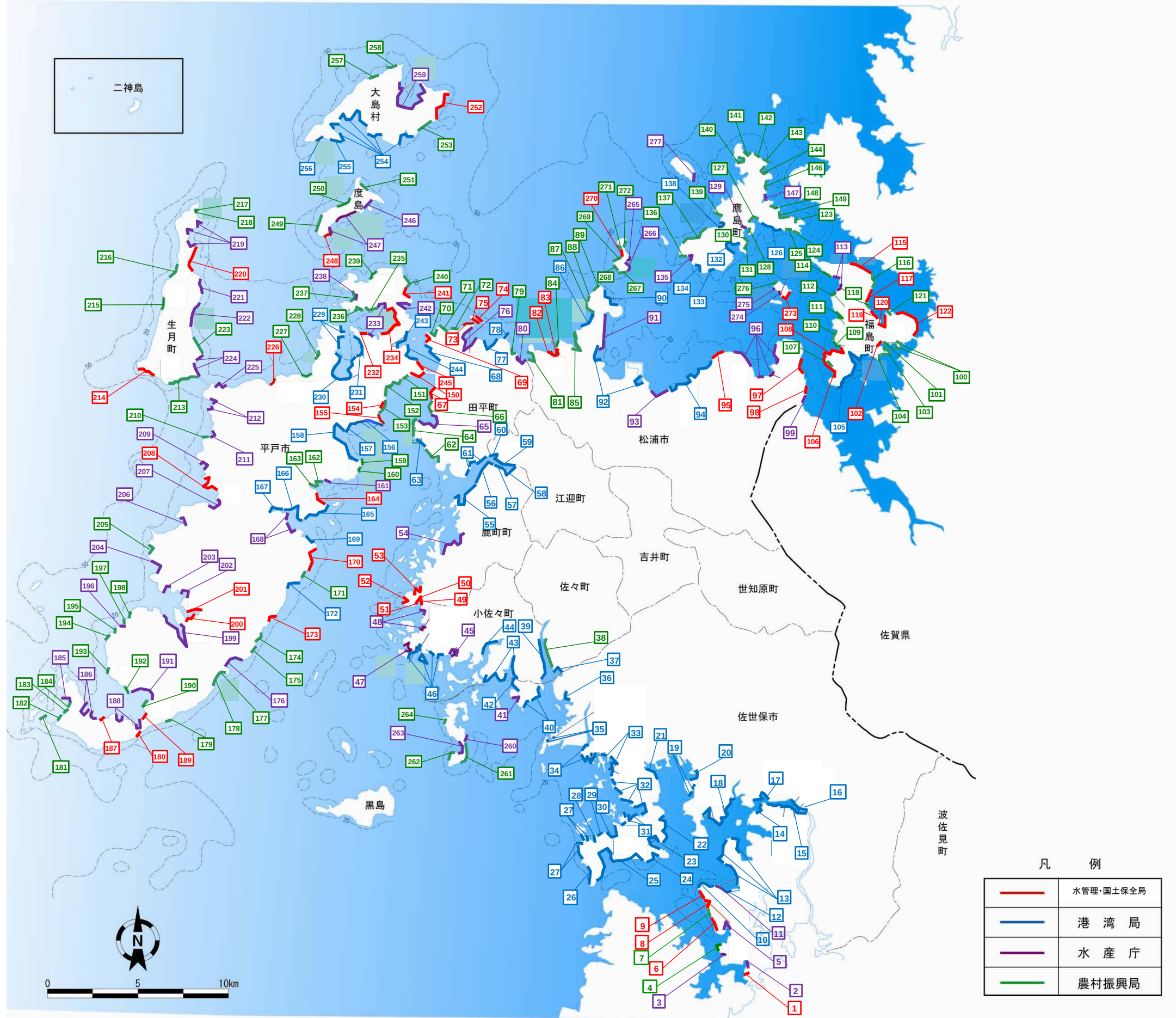


「別冊『海岸保全施設整備基本計画』」



海岸保全施設を整備しようとする区域

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項	
長崎県	1	1	崎針尾海岸 (小名倉地区)	佐世保市崎針尾東免海老 崎2666番地地先	(河)	護岸	※○	212.4m	+1.60～+1.88	212.4m	+2.90m ～ +3.80m	佐世保市崎針尾東免の一部	宅地 森林	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化の 進行段階に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的な点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。	老朽化対策 高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被 害を防止するため、護岸 等の整備を行い、必要な 防護機能を確保するととも に、既存施設の老朽化に 伴う維持補修や改築など を実施する。 実施に当たっては、防 護・環境・利用の調和のと れた海岸整備を目指す。	
	2		針尾漁港海岸 (名倉地区)	佐世保市針尾西町地先	(水)	護岸	○	303m	+2.1	303m		佐世保市針尾西町の一部	宅地 道路		高潮対策		
	3		針尾漁港海岸 (小鯛ノ浦地区)	佐世保市針尾西町地先	(水)	護岸	○	504m	+1.8	504m		佐世保市針尾西町の一部	宅地 農地 道路		高潮対策		
	4		佐世保海岸 (人崎地区)	佐世保市針尾中町1599か ら997まで	(農)	護岸	○	1,558m	+3.8	1,558m		佐世保市針尾中町の一部	耕作地		高潮対策		
	5		針尾漁港海岸 (鯛ノ浦地区)	佐世保市針尾西町地先	(水)	護岸	○	1442m	+2.1	1442m		佐世保市針尾西町の一部	宅地 農地 道路		高潮対策		
						突堤	○	1基 6m	+4.0	1基 6m		佐世保市針尾西町の一部			高潮対策		
	6		崎針尾海岸 (後平地区)	佐世保市針尾西町1582番 地地先	(河)	護岸	○	723.4m	+0.551～+3.43	723.4m		佐世保市針尾西町の一部	農地 森林		老朽化対策 高潮対策		
						突堤	○	13.5	—	13.5		佐世保市針尾西町の一部			高潮対策		
	7		針尾海岸 (犬の谷地区)	佐世保市針尾西町字犬の 谷1703から1783まで	(農)	護岸	○	457m	—	457m		佐世保市針尾西町の一部	耕作地		高潮対策		
	8		崎針尾海岸 (黒瀬地区)	佐世保市針尾西町2048番 地地先	(河)	護岸	○	402.9m	+2.53～+4.41	402.9m		佐世保市針尾西町の一部	森林		老朽化対策 高潮対策		
	9		崎針尾海岸 (口木地区)	佐世保市針尾西町2229番 地地先	(河)	護岸	※○	665.19m	+2.96～+4.86	665.19m		佐世保市小佐々町の一部	宅地 森林		老朽化対策 高潮対策		
	10		佐世保港海岸 (口木崎地区)	針尾北町地先 口木崎(口)地先	(港)	護岸	※○	1,016m	+2.5～+3.7	1,016m	+2.90m ～ +4.00m	佐世保市針尾北町～針尾西町の一部	宅地 農地 工業地		老朽化対策 高潮対策		
						護岸	○	747m	+2.6～+3.5	747m					高潮対策		
						陸開	○	5基	—	5基					高潮対策		
	11	佐世保海岸 (口木地区)	佐世保市針尾西町字口木 2235から2308まで	(農)	護岸	○	249m	+3.8	249m	佐世保市針尾西町の一部	耕作 放棄地	高潮対策					
	12	柿ノ浦漁港海岸 (柿ノ浦地区)	佐世保市針尾西町地先	(水)	護岸	○	401m	+2.3	401m	佐世保市針尾西町の一部	宅地 道路	高潮対策					

※所管:(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性のある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	13	2	佐世保港海岸 (針尾大崎地区)	石場(イ)地先 船瀬(ロ)地先 大崎浦頭地先	(港)	護岸	※○	1,263m	+2.6～+3.5	1,263m	+2.90m ～ +4.00m	佐世保市針尾北町の一部	道路 農地 森林	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化の 進行段階に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈 下等について、定期的に点検・ 評価を実施し、必要に応じて ブロックの補充等による適切 な維持・修繕に努め、施設の 機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、 適切な維持・修繕に努め、施 設の機能を確保する。	老朽化対策 高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被害を 防止するため、護岸等の整備 を行い、必要な防護機能を 確保するとともに、既存施設 の老朽化に伴う維持補修や 改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・ 環境・利用の調和のとれた 海岸整備を目指す。
						陸間	○	3基	—	3基		佐世保市針尾北町の一部			高潮対策	
						護岸	○	1,523m	+3.5～+4.2	1,523m		佐世保市針尾北町の一部			高潮対策	
	14		佐世保港海岸 (白毛ノ浦地区)	白毛(ロ)地先	(港)	堤防	※○	238m	+3.0	238m		佐世保市針尾町の一部	宅地 道路 工業地		老朽化対策 高潮対策	
						堤防	○	117m	+3.0	117m		佐世保市針尾町の一部			高潮対策	
						水門	○	1基	—	1基		佐世保市針尾町の一部			高潮対策	
	15		佐世保港海岸 (有福地区)	有福(イ)地先	(港)	護岸	※○	1,469m	+2.8～+3.5	1,469m		佐世保市針尾町の一部	宅地 道路 工業地		老朽化対策 高潮対策	
						護岸	○	935m	+2.5～+3.5	935m		佐世保市針尾町の一部			高潮対策	
						水門	※○	1基	—	1基		佐世保市針尾町の一部			老朽化対策 高潮対策	
	16		佐世保港海岸 (早岐地区)	田子の浦(イ)地先	(港)	護岸	※○	438m	+2.8	438m		佐世保市早岐町の一部	宅地 道路 工業地		老朽化対策 高潮対策	
						突堤	※○	1基 44m	—	1基 44m		佐世保市早岐町の一部			老朽化対策 高潮対策	
						護岸	○	116m	+2.8	116m		佐世保市早岐町の一部			高潮対策	
	17		佐世保港海岸 (大塔地区)	大塔地先	(港)	堤防	※○	2m	+2.6	2m		佐世保市大塔町の一部	宅地 道路		老朽化対策 高潮対策	
						護岸	※○	575m	+2.5～+3.3	575m		佐世保市大塔町の一部			老朽化対策 高潮対策	
						堤防	○	41m	+2.6	41m		佐世保市大塔町の一部			高潮対策	
						護岸	○	169m	+2.5～+3.9	169m		佐世保市大塔町の一部			高潮対策	
	18		佐世保港海岸 (東浜地区)	東浜沖新町地先	(港)	護岸	※○	1,339m	+2.2～+2.9	1,339m		佐世保市沖新町の一部	宅地 道路 工業地		老朽化対策 高潮対策	
						堤防	※○	85m	+3.0	85m		佐世保市沖新町の一部			老朽化対策 高潮対策	
						護岸	○	1,518m	+2.0～+3.5	1,518m		佐世保市沖新町の一部			高潮対策	
						陸間	○	3基	—	3基		佐世保市沖新町の一部			高潮対策	
						水門	※○	1基	—	1基		佐世保市沖新町の一部			老朽化対策 高潮対策	
	19	3	佐世保港海岸 (前畑地区)	前畑(イ)地先 前畑(ロ)地先	(港)	護岸	※○	159m	+3.0	159m	+3.00m ～ +3.70m	佐世保市前畑町の一部	工業地		老朽化対策 高潮対策	
						護岸	○	17m	+3.0	17m		佐世保市前畑町の一部			高潮対策	
	20		佐世保港海岸 (干尽地区)	干尽地先	(港)	護岸	※○	89m	+2.5	89m		佐世保市干尽町の一部	工業地		老朽化対策 高潮対策	
						護岸	○	462m	+2.5～+3.4	462m		佐世保市干尽町の一部			高潮対策	

※所管:(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農林振興局

※:老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	21	3	佐世保港海岸 (赤崎地区)	赤崎地先	(港)	護岸	※○	205m	+2.9	205m	+3.00m ～ +3.70m	佐世保市赤崎町の一部	工業地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈 下等について、定期的に点検・評 価を実施し、必要に応じてブロッ クの補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。	老朽化対策 高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被 害を防止するため、護岸 等の整備を行い、必要な 防護機能を確保するととも に、既存施設の老朽化に 伴う維持補修や改築など を実施する。 実施に当たっては、防 護・環境・利用の調和のと れた海岸整備を目指す。
	護岸	○	5m	+3.1	5m	佐世保市赤崎町の一部	高潮対策									
	22		佐世保港海岸 (本船地区)	庵ノ浦地先	(港)	護岸	※○	405m	+3.0	405m		佐世保市庵浦町の一部	工業地		老朽化対策 高潮対策	
						突堤	※○	1基 13m	—	1基 13m		佐世保市庵浦町の一部			老朽化対策 高潮対策	
						護岸	○	127m	+3.0	127m		佐世保市庵浦町の一部			高潮対策	
	23	3	佐世保港海岸 (庵ノ浦地区)	庵ノ浦地先	(港)	堤防	※○	53m	+1.8	53m		佐世保市庵浦町の一部	宅地		老朽化対策 高潮対策	
						護岸	※○	1,022m	+3.0～+4.0	1,022m		佐世保市庵浦町の一部			老朽化対策 高潮対策	
						護岸	○	935m	+3.0～+4.0	935m		佐世保市庵浦町の一部			高潮対策	
						陸閘	○	4基	—	4基		佐世保市庵浦町の一部			高潮対策	
	24		佐世保港海岸 (小庵ノ浦地区)	俵ヶ浦地先	(港)	堤防	※○	83m	+2.0～+2.2	83m		佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地 森林		老朽化対策 高潮対策	
						護岸	※○	408m	+3.5	408m		佐世保市俵ヶ浦町の一部			老朽化対策 高潮対策	
						突堤	※○	1基 20m	—	1基 20m		佐世保市俵ヶ浦町の一部			老朽化対策 高潮対策	
						陸閘	○	3基	—	3基		佐世保市俵ヶ浦町の一部			高潮対策	
						堤防	○	13m	+2.1	13m		佐世保市俵ヶ浦町の一部			高潮対策	
						護岸	○	329m	+3.5	329m		佐世保市俵ヶ浦町の一部			高潮対策	
	25	4	佐世保港海岸 (俵ヶ浦地区)	俵ヶ浦地先	(港)	堤防	※○	71m	+2.5	71m		佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地 工業地		老朽化対策 高潮対策	
						護岸	※○	3,587m	+2.5～+6.0	3,587m		佐世保市俵ヶ浦町の一部			老朽化対策 高潮対策	
						陸閘	※○	1基	—	1基		佐世保市俵ヶ浦町の一部			老朽化対策 高潮対策	
						堤防	○	176m	+2.5～+3.0	176m		佐世保市俵ヶ浦町の一部			高潮対策	
						護岸	○	994m	+2.8～+5.5	994m		佐世保市俵ヶ浦町の一部			高潮対策	
						陸閘	○	7基	—	7基		佐世保市俵ヶ浦町の一部			高潮対策	
						水門	○	1基	—	1基		佐世保市俵ヶ浦町の一部			高潮対策	
	26		佐世保港海岸 向後崎地区	国崎(イ)地先 俵ヶ浦地先	(港)	護岸	※○	1,203m	+2.9～+3.5	1,203m		佐世保市俵ヶ浦町の一部	森林		老朽化対策 高潮対策	
	27		佐世保港海岸 (国崎地区)	国崎地先 国崎(ロ)地先	(港)	護岸	※○	475m	+3.5～+5.3	475m		佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地		老朽化対策 高潮対策	
						護岸	○	214m	+2.7～+5.3	214m	佐世保市俵ヶ浦町の一部	高潮対策				

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農林振興局

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性のある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況			ニ) 維持又は修繕の方法	その他		
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項	
長崎県	28	4	佐世保港海岸 (白浜地区)	柳ノ本(イ)地先 国崎(ハ)地先	(港)	護岸	※○	232m	+2.5	232m	～ +3.70m	佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化の 進行段階に応じて長寿命化を図 るなど、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。	老朽化対策 高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被 害を防止するため、護岸 等の整備を行い、必要な 防護機能を確保するととも に、既存施設の老朽化に 伴う維持補修や改築など を実施する。 実施に当たっては、防 護・環境・利用の調和のと れた海岸整備を目指す。	
						護岸	○	141m	+2.5～+2.6	141m		佐世保市俵ヶ浦町の一部			高潮対策		
						砂浜 (養浜)		300m 6,000㎡	—	300m 6,000㎡					高潮対策		
	29		佐世保港海岸 (安東寺地区)	柳ノ本(ロ)地先	(港)	護岸	※○	172m	+2.5	172m		佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地		老朽化対策 高潮対策		
						堤防	○	100m	+3.0	100m		佐世保市俵ヶ浦町の一部			高潮対策		
						護岸	○	64m	+2.5	64m		佐世保市俵ヶ浦町の一部			高潮対策		
						水門	○	1基	—	1基		佐世保市俵ヶ浦町の一部			高潮対策		
	30		佐世保港海岸 (柳ノ本地区)	柳ノ本(ニ)地先 柳ノ本(ハ)地先	(港)	堤防	※○	21m	+3.0	21m		佐世保市俵ヶ浦町の一部	農地		老朽化対策 高潮対策		
						護岸	※○	1,345m	+2.2～+2.7	1,345m		佐世保市俵ヶ浦町の一部			老朽化対策 高潮対策		
						堤防	○	33m	+3.0	33m		佐世保市俵ヶ浦町の一部			高潮対策		
						護岸	○	270m	+2.2	270m		佐世保市俵ヶ浦町の一部			高潮対策		
						陸間	※○	1基	—	1基		佐世保市俵ヶ浦町の一部			老朽化対策 高潮対策		
	31		佐世保港海岸 (名切地区)	名切(ニ)地先 名切(ハ)地先 名切(ロ)地先 名切(イ)地先	(港)	堤防	※○	95m	+3.0	95m	+2.90m ～ +4.70m	佐世保市船越町～下船越町の一部	宅地 工業地		老朽化対策 高潮対策		
						護岸	※○	142m	+2.5	142m		佐世保市船越町～下船越町の一部			老朽化対策 高潮対策		
						水門	※○	1基	—	1基		佐世保市船越町～下船越町の一部			老朽化対策 高潮対策		
						堤防	○	257m	+3.0	257m		佐世保市船越町～下船越町の一部			高潮対策		
						護岸	○	315m	+2.4～+3.0	315m		佐世保市船越町～下船越町の一部			高潮対策		
						陸間	○	11基	—	11基		佐世保市船越町～下船越町の一部			高潮対策		
						水門	○	2基	—	2基		佐世保市船越町～下船越町の一部			高潮対策		
						護岸	※○	2,019m	+2.2～+3.0	2,019m		佐世保市船越町の一部			宅地 工業地		老朽化対策 高潮対策
						陸間	※○	27基	—	27基		佐世保市船越町の一部					老朽化対策 高潮対策
						護岸	○	2,090m	+2.2～+3.0	2,090m		佐世保市船越町の一部					高潮対策
	突堤		※○	1基 10m	—	1基 10m	佐世保市船越町の一部	老朽化対策 高潮対策									
	陸間		○	16基	—	16基	佐世保市船越町の一部	高潮対策									
	水門		※○	1基	—	1基	佐世保市船越町の一部	老朽化対策 高潮対策									

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他		
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	33	5	佐世保港海岸 (鹿子前地区)	鹿子前(ロ)地先 鹿子前(イ)地先	(港)	離岸堤	※○	41m	+3.6	41m	+2.90m ～ +4.70m	佐世保市鹿子前町の一部	緑地 宅地 道路	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。	老朽化対策 高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被 害を防止するため、護岸 等の整備を行い、必要な 防護機能を確保するととも に、既存施設の老朽化に 伴う維持補修や改築など を実施する。 実施に当たっては、防 護・環境・利用の調和のと れた海岸整備を目指す。
						護岸	※○	847m	+2.3～+3.4	847m		佐世保市鹿子前町の一部			老朽化対策 高潮対策	
						砂浜 (養浜)		200m 4,000㎡	—	200m 4,000㎡					老朽化対策	
						陸閘	○	12基	—	12基		佐世保市鹿子前町の一部			老朽化対策 高潮対策	
						堤防	○	59m	+3.1	59m		佐世保市鹿子前町の一部			高潮対策	
						護岸	○	536m	+2.5～'+3.5	536m		佐世保市鹿子前町の一部			高潮対策	
						陸閘	○	1基	—	1基		佐世保市鹿子前町の一部			高潮対策	
	34		佐世保港海岸 (日野地区)	日野地先 牽牛崎地先	(港)	護岸	※○	409m	+2.1～+4.8	409m	佐世保市日野町の一部	宅地 工業地	老朽化対策 高潮対策			
						陸閘	○	4基	—	4基	佐世保市日野町の一部		老朽化対策 高潮対策			
						堤防	○	104m	+3.0	104m	佐世保市日野町の一部		高潮対策			
						護岸	○	273m	+2.1～+4.8	273m	佐世保市日野町の一部		高潮対策			
						陸閘	○	6基	—	6基	佐世保市日野町の一部		高潮対策			
						水門	○	1基	—	1基	佐世保市日野町の一部		高潮対策			
	35		佐世保港海岸 (大潟地区)	大潟(ニ)地先 大潟(ハ)地先 大潟(ロ)地先	(港)	護岸	※○	130m	+2.2～+2.5	130m	佐世保市大潟町の一部	宅地 農地 森林	老朽化対策 高潮対策			
						護岸	○	104m	+2.2～+2.5	104m	佐世保市大潟町の一部		高潮対策			
	36	6	佐世保港海岸 (相浦地区)	相浦(ハ)地先 五葉松地先 相浦(イ)地先	(港)	護岸	※○	166m	+2.5	166m	佐世保市棚方町～相浦町の一部	宅地 道路	老朽化対策 高潮対策			
						堤防	※○	42m	+2.5	42m	佐世保市棚方町～相浦町の一部		老朽化対策 高潮対策			
						護岸	○	47m	+2.5～+3.0	47m	佐世保市棚方町～相浦町の一部		高潮対策			
						水門	※○	2基	—	2基	佐世保市棚方町～相浦町の一部		老朽化対策 高潮対策			
	37	7	佐々港海岸 (佐々港地区)	北松浦郡佐々町小浦免地 先	(港)	護 岸	※○	430.0m	不明	430.0m	+2.90m ～ +3.60m	北松浦郡佐々町町の一部	農地 森林 宅地		老朽化対策 高潮対策	
	38		佐々海岸 (長羽恵地区)	北松浦郡佐々町小浦免字 外浜23から字長羽恵1509- 1まで	(農)	堤防 (水門等)	○	1,276m	—	1,276m		佐々町の一部	農地なし		高潮対策	
	39		佐々港海岸 (小佐々港地区)	北松浦郡佐々町小坂免地 先	(港)	護 岸	○	0.0m	—	0.0m		北松浦郡佐々町町の一部	農地 森林		高潮対策	

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他				
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項	
長崎県	40	7	佐世保港海岸 (浅子地区)	二本松(イ)地先 浅子地先	(港)	護岸	※○	541m	+3.4~+5.1	541m	+2.90m ~ +3.60m	佐世保市浅子町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	老朽化対策 高潮対策	必要に応じて高潮による背後地への越波・飛沫被害を防止するため、護岸等の整備を行い、必要な防護機能を確保するとともに、既存施設の老朽化に伴う維持補修や改築などを実施する。 実施に当たっては、防護・環境・利用の調和のとれた海岸整備を目指す。	
						堤防	※○	210m	+3.0	210m		佐世保市浅子町の一部					老朽化対策 高潮対策
						陸間	※○	4基	—	4基		佐世保市浅子町の一部					老朽化対策 高潮対策
						堤防	○	5m	+3.4	5m		佐世保市浅子町の一部					高潮対策
						護岸	○	15m	+5.1	15m		佐世保市浅子町の一部					高潮対策
						砂浜		190m 5,700㎡	—	190m 5,700㎡		佐世保市浅子町の一部					高潮対策
						水門	※○	2基	—	2基		佐世保市浅子町の一部					老朽化対策 高潮対策
	41		浅子漁港海岸 (浅子地区)	佐世保市浅子町地先	(水)	—	—	—	—	佐世保市浅子町の一部	—	高潮対策					
	42		臼ノ浦港海岸 (浅子港地区)	佐世保市浅子町地先	(港)	護岸	○	694.0m	+2.7	694.0m	佐世保市浅子町の一部	森林	高潮対策				
	43		臼ノ浦港海岸 (高崎港地区)	佐世保市小佐々町臼ノ浦 免地先	(港)	護岸	※○	3438.0m	+2.0~+3.0	3438.0m	佐世保市小佐々町の一部	森林 宅地	老朽化対策 高潮対策				
	44		臼ノ浦港海岸 (小佐々港地区)	佐世保市小佐々町楠泊地 先	(港)	護岸	※○	1781.0m	+1.7~+4.2	1781.0m	佐世保市小佐々町の一部	森林	老朽化対策 高潮対策				
	45		楠泊漁港海岸 (楠泊地区)	佐世保市小佐々町楠泊免 地先	(水)	護岸	※○	881.0m	+2.3~+3.6	881.0m	佐世保市小佐々町の一部	宅地	老朽化対策 高潮対策				
	46		臼ノ浦港海岸 (楠泊港地区)	佐世保市小佐々町楠泊免 地先	(港)	護岸	※○	1730.2m	+2.6~+3.0	1730.2m	佐世保市小佐々町の一部	宅地 森林	老朽化対策 高潮対策				
						離岸堤	○	80.0m	+2.0	80.0m	佐世保市小佐々町の一部		高潮対策				
47	神崎漁港海岸 (神崎地区)	佐世保市小佐々町楠泊・ 矢岳地先	(水)	護岸	○	1725m	+2.17	1725m	佐世保市小佐々町楠泊・矢岳の一部	宅地 農地 道路	高潮対策						
				堤防	○	45m	+7.6	45m	佐世保市小佐々町楠泊・矢岳の一部		高潮対策						
48	矢岳漁港海岸 (矢岳地区)	佐世保市小佐々町矢岳地 先	(水)	護岸	○	542m	+2.17	542m	佐世保市小佐々町矢岳の一部	宅地 道路	高潮対策						
	矢岳漁港海岸 (上矢岳地区)	佐世保市小佐々町矢岳地 先		護岸	○	323m	+3.17	323m	佐世保市小佐々町矢岳の一部	宅地 農地 道路	高潮対策						
49	長串海岸 (上矢岳地区)	北松浦郡小佐々町大字矢 岳免字田原1016-49番地 地先	(河)	護岸	※○	687.2	+1.95	687.2	佐世保市小佐々町の一部	宅地	老朽化対策 高潮対策						
50	長串海岸 (矢岳平地区)	北松浦郡小佐々町大字矢 岳免字田原1070-9番地地 先	(河)	護岸	※○	506.9m	+2.15~+3.68	506.9m	佐世保市小佐々町の一部	農地 森林	老朽化対策 高潮対策						

※所管: (河) 水管理・国土保全局、(港) 港湾局、(水) 水産庁、(農) 農林振興局

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性のある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法		その他		
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	51	7	長串海岸 (水場地区)	北松浦郡鹿町町大字長串 免上橋崎1103-9番地地先	(河)	護岸	※○	789.5m	+3.2	789.5m	+2.90m ～ +3.60m	佐世保市鹿町町の一部	宅地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化の 進行段階に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。	老朽化対策 高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被 害を防止するため、護岸 等の整備を行い、必要な 防護機能を確保するととも に、既存施設の老朽化に 伴う維持補修や改築など を実施する。 実施に当たっては、防 護・環境・利用の調和のと れた海岸整備を目指す。
	52		長串海岸 (橋崎地区)	北松浦郡鹿町町大字長串 免上橋崎1103-9番地地先	(河)	護岸	※○	511.2m	+2.0～+3.5	511.2m		佐世保市鹿町町の一部	宅地 森林		老朽化対策 高潮対策	
	53		長串海岸 (太刀目地区)	北松浦郡鹿町町大字長串 免太刀目1076-7番地地先	(河)	護岸	※○	774.6m	+2.08～+3.73	774.6m		佐世保市鹿町町の一部	宅地 森林		老朽化対策 高潮対策	
	54	8	鹿町漁港海岸 (鹿町地区)	佐世保市鹿町町地先	(水)	—	—	—	—	—	+2.90m ～ +3.20m	佐世保市鹿町町の一部	—		高潮対策	
	55		江迎港海岸 (黒口浦港地区)	佐世保市鹿町町口ノ浦免 地先	(港)	護岸	※○	367.0m	不明	367.0m		佐世保市鹿町町の一部	宅地 森林		老朽化対策 高潮対策	
	56		江迎港海岸 (口の里港地区)	佐世保市鹿町町口の里免 地先	(港)	護岸	※○	433.0m	不明	433.0m		佐世保市鹿町町の一部	農地 森林		老朽化対策 高潮対策	
	57		江迎港海岸 (水尻港地区)	佐世保市鹿町町地先	(港)	護岸	※○	130.0m	不明	130.0m		佐世保市鹿町町の一部	森林 宅地		老朽化対策 高潮対策	
	58		江迎港海岸 (鹿町港地区)	佐世保市鹿町町地先	(港)	護岸	※○	1168.0m	+2.5	1168.0m		佐世保市鹿町町の一部	宅地		老朽化対策 高潮対策	
	59		江迎港海岸 (江迎港地区)	佐世保市江迎町地先	(港)	護岸	※○	1827.0m	+1.8～+2.6	1827.0m		佐世保市江迎町の一部	宅地 森林		老朽化対策 高潮対策	
	60		江迎港海岸 (末橋港区)	佐世保市江迎町末橋免地 先	(港)	護岸	○	0.0m	—	0.0m		佐世保市江迎町の一部	農地 森林 宅地		高潮対策	
	61		江迎港海岸 (深月港地区)	佐世保市江迎町深月免地 先	(港)	護岸	※○	75.0m	不明	75.0m		佐世保市江迎町の一部	宅地 農地 道路 森林		老朽化対策 高潮対策	
	62	9	田平海岸 (大塔地区)	平戸市田平町以善免字椎 ノ木田無-138から字大塔 318-2まで	(農)	護岸	○	670m	+3.8	670m	+2.80m ～ +2.90m	平戸市田平町の一部	農地なし		高潮対策	
	63		大塔港海岸 (大塔地区)	平戸市田平町以善免地先	(港)	護岸	※○	121m	—	121m		平戸市田平町の一部	農地		老朽化対策 高潮対策	
						突堤	※○	92m	—	92m					老朽化対策 高潮対策	
	64		田平海岸 (青砂崎地区)	平戸市田平町下寺免字外 平2026から字青砂崎1930 まで	(農)	護岸	○	1,137m	+4.5	1,137m		平戸市田平町の一部	耕作地		高潮対策	
						突堤	○	1基 21m	—	1基 21m		平戸市田平町の一部	—		高潮対策	
	65	生向漁港海岸 (生向地区)	平戸市田平町地先	(水)	護岸	○	2,103m	+2.14	2,103m	平戸市田平町の一部	宅地 農地	高潮対策				
	66	田平海岸 (瀬戸山地区)	平戸市田平町小手田免字 瀬戸山676から下寺免字瀬 戸2-1まで	(農)	護岸	○	192m	—	192m	平戸市田平町の一部	農地なし	高潮対策				

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農林振興局

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	67	9	小手出海岸 (唐船地区)	平戸市田平町地先	(河)	護岸	※○	934.4m	—	934.4m	+2.80m ～ +2.90m	平戸市田平町の一部	宅地 森林 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化の 進行段階に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。	老朽化対策 高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被 害を防止するため、護岸
	68		田平港海岸 (田平地区)	平戸市田平町山内免前田 地先	(港)	護岸	※○	425m	+4.8	425m		平戸市田平町の一部	宅地 道路		老朽化対策 高潮対策	
	69		野田海岸 (池尻地区)	平戸市田平町地先	(河)	護岸	※○	5.0m	—	5.0m		平戸市田平町の一部	森林		老朽化対策 高潮対策	
	70	10	田平海岸 (牛首地区)	平戸市田平町大久保免字 大池274-1から野田免字牛 ヶ首1500-1まで	(農)	護岸 (水門等)	○	197m	+5.0	197m	～ +8.70m	平戸市田平町の一部	耕作地		高潮対策	
	71		田平海岸 (弓田地区)	平戸市田平町大久保免字 弓田無-15から1111-2まで	(農)	堤防	○	108m	+8.5	108m		平戸市田平町の一部	耕作地		高潮対策	
	72		田平海岸 (岡地地区)	平戸市田平町大久保免字 岡地111-2から字中瀬933- 1まで	(農)	護岸	○	157m	+6.9	157m		平戸市田平町の一部	耕作地		高潮対策	
	73		大久保海岸 (後平地区)	平戸市田平町地先	(河)	護岸	※○	365.0m	+3.34～+4.03	365.0m		平戸市田平町の一部	道路 宅地		老朽化対策 高潮対策	
						離岸堤	○	—		—					高潮対策	
						突堤	※○	1基 29.5m		1基 29.5m					老朽化対策 高潮対策	
	74		横島海岸 (横島北地区)	平戸市田平町地先	(河)	護岸	○	233.7m	—	233.7m		平戸市田平町の一部	森林		老朽化対策	
	75		横島海岸 (横島南地区)	平戸市田平町地先	(河)	護岸	※○	358.2m	—	358.2m		平戸市田平町の一部	森林		老朽化対策 高潮対策	
	76	11	釜田漁港海岸 (釜田地区)	平戸市田平町地先	(水)	護岸	○	2,265m	+2.28	2,265m	+3.50m ～ +4.30m	平戸市田平町の一部	宅地 農地		高潮対策	
	77		久吹港海岸 (久吹地区)	平戸市田平町岳崎免地先	(港)	護岸	※○	987m	—	987m		平戸市田平町の一部	宅地 農地		老朽化対策 高潮対策	
						突堤	※○	38m	—	38m					老朽化対策 高潮対策	
	78		鯨ヶ浦港海岸 (鯨ヶ浦地区)	平戸市田平町福崎免地先	(港)	護岸	※○	103m	—	103m		平戸市田平町の一部	宅地		老朽化対策 高潮対策	
						突堤	※○	55m	—	55m					老朽化対策 高潮対策	
	79		田平海岸 (カケヅメ地区)	平戸市田平町福崎免字カ ケヅメ469から471-2まで	(農)	護岸	○	75m	+4.6	75m		平戸市田平町の一部	農地なし		高潮対策	
	80		一六漁港海岸 (小崎地区)	平戸市田平町地先	(水)	護岸	○	923m	+1.1	923m		平戸市田平町の一部	宅地 農地		高潮対策	
		突堤				○	1基 50m	—	1基 50m	平戸市田平町の一部	—	高潮対策				
	81	松浦海岸 (現皿山・波津崎地区)	松浦市御厨町字皿山569- 1から字波津崎352まで	(農)	護岸	○	792m	+4.6	792m	+3.50m ～ +4.30m	松浦市御厨町の一部	農地なし	高潮対策			
					突堤	○	3基 125m	—	3基 125m	松浦市御厨町の一部	—	高潮対策				

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	82	11	御厨大崎海岸 (加椎地区)	松浦市御厨町大崎免地先	(河)	護 岸	※○	427.5m	+2.74～+3.84	427.5m	+3.50m ～ +4.30m	松浦市御厨町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。	老朽化対策 高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被 害を防止するため、護岸 等の整備を行い、必要な 防護機能を確保すると ともに、既存施設の老朽化に 伴う維持補修や改築など を実施する。 実施に当たっては、防 護・環境・利用の調和のと れた海岸整備を目指す。
	突 堤					※○	58.5m	—	58.5m	松浦市御厨町の一部		老朽化対策 高潮対策				
	御厨大崎海岸 (大崎地区)		松浦市御厨町大崎免地先	(河)	護 岸	※○	606.5m	+2.74～+3.84	606.5m	松浦市星鹿町の一部		宅地 農地	老朽化対策 高潮対策			
					突 堤	※○	192.2m	—	192.2m	松浦市星鹿町の一部			老朽化対策 高潮対策			
	松浦海岸 (大崎地区)		松浦市御厨町字汐屋863 から字横田778まで	(農)	護岸	○	255m	+4.4	255m	松浦市御厨町の一部	耕作地	高潮対策				
	松浦海岸 (廻田新田地区)		松浦市御厨町大崎免字畑 下又608から牟田免字中尾 630まで	(農)	護岸 (水門等)	○	2,801m	+3.5	2,801m	松浦市御厨町の一部	耕作地	高潮対策				
					突堤	○	3基 89m	—	3基 89m	松浦市御厨町の一部	—	高潮対策				
					消波	○	842m	—	842m	松浦市御厨町の一部	—	高潮対策				
	下田港海岸 (下田港地区)		松浦市御厨町大崎免地先	(河)	護 岸	※○	857.5m	+4.0～+5.1	857.5m	松浦市調川町の一部	宅地 農地	老朽化対策 高潮対策				
					突 堤	※○	155m	+2.8	155m	松浦市調川町の一部		老朽化対策 高潮対策				
	松浦海岸 (血田・上血田地区)		松浦市御厨町字血田240 から字上血田325まで	(農)	護岸	○	461m	+5.0	461m	松浦市御厨町の一部	耕作地	高潮対策				
	松浦海岸 (血田鼻地区)		松浦市星鹿町岳崎免字上 血田378から326まで	(農)	護岸	○	79m	+5.2	79m	松浦市星鹿町の一部	農地なし	高潮対策				
	松浦海岸 (御手洗地区)		松浦市星鹿町岳崎免字地 蔵田767から771まで	(農)	護岸	○	67m	+5.0	67m	松浦市星鹿町の一部	耕作 放棄地	高潮対策				
	岳崎港海岸 (岳崎港地区)		松浦市星鹿町岳崎免	(港)	護岸	※○	1488m	不明	1488m	松浦市星鹿町の一部	農地 森林	老朽化対策 高潮対策				
	91	12	星鹿漁港海岸 (星鹿地区)	松浦市星鹿町免地先	(水)	護岸	○	1090m	—	1090m	+3.20m ～ +6.60m	松浦市星鹿町の一部	宅地 農地		高潮対策	
	92		松浦港海岸 (松浦港地区)	松浦市志佐町地先	(河)	護 岸	※○	5343.85m	-1.5～+3.2	5343.85m		松浦市御厨町の一部	宅地 農地		老朽化対策 高潮対策	
93	志佐漁港海岸 (志佐地区)		松浦市志佐町地先	(水)	—	—	—	—	松浦市志佐町の一部	—		高潮対策				
94	調川港海岸 (調川港地区)		松浦市調川町地先	(河)	護 岸	※○	2496.6m	+2.1～+2.6	2496.6m	松浦市調川町の一部		宅地 農地	老朽化対策 高潮対策			
95	浦海岸 (松崎地区)		松浦市調川町地先	(河)	護 岸	※○	289.8m	+0.09～+2.85	289.8m	松浦市今福町の一部		森林	老朽化対策 高潮対策			
96	今福漁港海岸 (浦免地区)		松浦市今福町地先	(水)	護岸	○	870m	+4.3～+5.6	870m	松浦市今福町の一部		農地 宅地	高潮対策			

※所管：(河) 水管理・国土保全局、(港) 港湾局、(水) 水産庁、(農) 農林振興局

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況			ニ) 維持又は修繕の方法	その他	
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	96	12	今福漁港海岸 (北免地区)	松浦市今福町地先	(水)	護岸	○	1041.2m	+4.2～+6.0	1041.2m	+3.20m ～ +6.60m	松浦市今福町の一部	道路 宅地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈 下等について、定期的に点検・ 評価を実施し、必要に応じて ブロックの補充等による適切 な維持・修繕に努め、施設の 機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調 査するとともに、必要に 応じて長寿命化を図るなど、 適切な維持・修繕に努め、 施設の機能を確保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被 害を防止するため、護岸 等の整備を行い、必要 な防護機能を確保する とともに、既存施設の 老朽化に伴う維持補 修や改築などを 実施する。 実施に当たっては、防 護・環境・利用の調和 のとれた海岸整備を 目指す。
						護岸	○	1基 77m	+1.8	1基 77m		松浦市今福町の一部	宅地		高潮対策	
						離岸堤	○	3基 190m	+4.0	3基 190m		松浦市今福町の一部	道路 宅地		高潮対策	
			今福漁港海岸 (浜の脇地区)	松浦市今福町地先		護岸	○	1018m	+3.6～+5.5	1018m		松浦市今福町の一部	農地 宅地		高潮対策	
	97	13	今福東海岸 (土肥ノ浦地区)	松浦市今福町地先	(河)	護岸	※○	253m	不明	253m	+3.10m ～ +3.20m	松浦市今福町の一部	道路 森林		老朽化対策 高潮対策	
	98		滑栄海岸 (滑栄地区)	松浦市今福町地先	(河)	護岸	※○	738.5m	+1.09～+3.55	738.5m		松浦市今福町の一部	宅地 農地		老朽化対策 高潮対策	
	99		滑栄漁港海岸 (滑栄地区)	松浦市今福町地先	(水)	護岸	○	374.5m	+4.7	374.5m		松浦市今福町の一部	道路 宅地		高潮対策	
	100	14	福島海岸 (喜内瀬地区)	松浦市福島町喜内瀬免字 辰崎597-46から字白崎 580-3まで	(農)	堤防 (水門等)	○	110m	+2.5	110m	+2.80m ～ +4.10m	松浦市福島町の一部	耕作地		高潮対策	
	101		福島海岸 (鳶ノ巣地区)	松浦市福島町端免字鳶ノ 巣1047-5から字城ヶ生 1010-13まで	(農)	護岸 (水門等)	○	93m	+2.0	93m		松浦市福島町の一部	耕作地		高潮対策	
	102		端海岸 (新田地区)	松浦市福島町地先	(河)	護岸	○	452.7m	+2.76～+2.85	452.7m		松浦市福島町の一部	道路 農地		高潮対策	
	103		福島海岸 (小島地区)	松浦市福島町端免字道無 286-10から字小島284-5ま で	(農)	堤防 (水門等)	○	260m	+2.8	260m		松浦市福島町の一部	耕作地		高潮対策	
	104		福島海岸 (小浦・鷹附岩地区)	松浦市福島町端免字小浦 272-2から字鷹附岩255-2 まで	(農)	護岸	○	223m	+2.4	223m		松浦市福島町の一部	耕作地		高潮対策	
	105		福島港海岸 (福島港地区)	松浦市福島町地先	(港)	護岸	※○	3714.2m	+2.0～+2.2	3714.2m	+2.80m ～ +4.10m	松浦市福島町の一部	宅地 農地		老朽化対策 高潮対策	
	106		塩浜海岸 (塩浜地区)	松浦市福島町地先	(河)	護岸	※○	896m	+0.90～+4.29	896m		松浦市福島町の一部	農地		老朽化対策 高潮対策	
	107		福島海岸 (矢柄・風造・中網代地区)	松浦市福島町塩浜免字矢 柄1635から字中網代1746- 5まで	(農)	護岸	○	715m	+4.0	715m		松浦市福島町の一部	耕作地		高潮対策	
	108		浅ヶ谷海岸 (浅ヶ谷地区)	松浦市福島町地先	(河)	護岸	※○	1484.75m	+1.64～4.07	1484.75m		松浦市福島町の一部	宅地 農地		老朽化対策 高潮対策	
	109		福島海岸 (泊②地区)	松浦市福島町浅谷免字泊 684-6から706-3まで	(農)	護岸	○	159m	+4.0	159m		松浦市福島町の一部	耕作地		高潮対策	
						突堤	○	1基 16m	—	1基 16m		松浦市福島町の一部	—		高潮対策	
	110		福島海岸 (泊地区)	松浦市福島町浅谷免字泊 706-3から字惣重1549-1ま で	(農)	護岸	○	788m	+4.04	788m		松浦市福島町の一部	耕作地		高潮対策	
	111		福島海岸 (土谷地区)	松浦市福島町浅谷免字八 久保1662-1から土谷免字 久保ノ下757-2まで	(農)	護岸	○	1,360m	+3.3	1,360m		松浦市福島町の一部	耕作地		高潮対策	
						突堤	○	1基 49m	—	1基 49m		—	—		高潮対策	

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	112	14	福島海岸 (小田地区)	松浦市福島町原免字大谷 1840-2から字小田1652ま で	(農)	護岸	○	474m	+4.0	474m	+2.80m ～ +4.10m	松浦市福島町の一部	耕作地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化の 進行段階に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。	高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被 害を防止するため、護岸 等の整備を行い、必要な 防護機能を確保すると ともに、既存施設の老朽化に 伴う維持補修や改築な どを実施する。 実施に当たっては、防 護・環境・利用の調和の とれた海岸整備を目指す。
	113		鍋串漁港海岸 (小田地区)	松浦市福島町地先	(水)	護岸	○	596.4m	+3.4～+5.5	596.4m		松浦市福島町の一部	農地 宅地		高潮対策	
			鍋串漁港海岸 (鍋串地区)	松浦市福島町地先		護岸	○	221m	+5.5	221m		松浦市福島町の一部	道路 宅地		高潮対策	
			114	福島海岸 (中網代地区)		松浦市福島町鍋串字中網 代126-6から字破佐864-1 まで	(農)	護岸	○	606m		+4.2	606m		松浦市福島町の一部	
	115		黒瀬戸海岸 (黒瀬戸地区)	松浦市福島町地先	(河)	護岸	※○	845.35m	+2.21～+3.32	845.35m	+2.80m ～ +4.10m	松浦市福島町の一部	農地		老朽化対策 高潮対策	
	116		福島海岸 (里地区)	松浦市福島町里免字松ノ 浦181-2から字田原588-2 まで	(農)	護岸	○	790m	+3.9	790m		松浦市福島町の一部	耕作地		高潮対策	
			117	黒瀬戸海岸 (矢別当地区)	松浦市福島町地先	(河)	護岸	※○	733.2m	+1.92～+3.11		733.2m	松浦市福島町の一部	農地 森林	老朽化対策 高潮対策	
	118		福島海岸 (畠下地区)	松浦市福島町里免字小串 1569-14から字畑ケ下 1580-3まで	(農)	護岸	○	201m	+3.9	201m		松浦市福島町の一部	耕作地	高潮対策		
	119	15	黒瀬戸海岸 (畑下地区)	松浦市福島町地先	(河)	護岸	※○	1236.53m	+1.62～+3.98	1236.53m	+2.90m ～ +4.20m	松浦市福島町の一部	宅地 農地	老朽化対策 高潮対策		
	120		喜内瀬海岸 (靱浦地区)	松浦市福島町地先	(河)	護岸	※○	442.7m	+0.66～+4.40	442.7m		松浦市福島町の一部	農地 森林 道路	老朽化対策 高潮対策		
	121		福島海岸 (一升合地区)	松浦市福島町喜内瀬免字 壱升合谷237から239まで	(農)	堤防	○	53m	+3.6	53m		松浦市福島町の一部	耕作地	高潮対策		
	122		喜内瀬海岸 (喜内瀬地区)	松浦市福島町地先	(河)	護岸	※○	2284.1m	+0.66～+4.40	2284.1m		松浦市福島町の一部	農地 森林 道路	老朽化対策 高潮対策		
	123		鷹島海岸 (真立地区)	松浦市鷹島町神崎免字真 立1565-1か中通免字古神 田1641まで	(農)	護岸	○	114m	—	114m		松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策		
	124		鷹島海岸 (平瀬地区)	松浦市鷹島町神崎免字神 崎1413-1から字平瀬1393 まで	(農)	護岸	○	90m	—	90m		松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策		
	125		鷹島海岸 (八水地区)	松浦市鷹島町神崎免字八 水1326から1315-1まで	(農)	護岸	○	73m	+4.4	73m		松浦市鷹島町の一部	耕作地	高潮対策		
						消波	○	65m	—	65m		松浦市鷹島町の一部	—	高潮対策		

※所管: (河) 水管理・国土保全局、(港) 港湾局、(水) 水産庁、(農) 農村振興局

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等						ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他	
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	126	15	神崎港海岸 (深田地区)	松浦市鷹島町地先	(港)	護 岸	※○	1289.6m	+2.3~+4.0	1289.6m	+2.90m ~ +4.20m	松浦市鷹島町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を実 施し、変状の発生位置や劣化の 進行段階に応じて長寿命化を図 るなど、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。	老朽化対策 高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被 害を防止するため、護岸 等の整備を行い、必要な 防護機能を確保するととも に、既存施設の老朽化に 伴う維持補修や改築など を実施する。 実施に当たっては、防 護・環境・利用の調和のと れた海岸整備を目指す。
	127		鷹島海岸 (黒津地区)	松浦市鷹島町神崎免字下 谷573-2から中通免字牧ノ 浦60まで	(農)	護岸	○	593m	—	593m		松浦市鷹島町の一部	耕作地		高潮対策	
				突堤	○	4基 40m	—	4基 40m	松浦市鷹島町の一部	—		高潮対策				
	128		鷹島海岸 (牧ノ浦地区)	松浦市鷹島町中通免字牧 ノ浦46-2から44まで	(農)	護岸	○	85m	+3.0	85m		松浦市鷹島町の一部	耕作 放棄地		高潮対策	
	129		殿ノ浦漁港海岸 (中央地区)	松浦市鷹島町地先	(水)	—	—	—	—	松浦市鷹島町の一部		—	高潮対策			
	130		鷹島海岸 (枯崎地区)	松浦市鷹島町原免字枯崎 1581	(農)	護岸	○	75m	—	75m	松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策			
	131		鷹島海岸 (三里地区)	松浦市鷹島町三里免字瓢 1203から字若松1766-2ま で	(農)	護岸	○	132m	+3.7	132m	+2.90m ~ +4.20m	松浦市鷹島町の一部	耕作 放棄地		高潮対策	
	132		原港海岸 (原港地区)	松浦市鷹島町地先	(港)	護岸	※○	2010m	不明	2010m		松浦市鷹島町の一部	農地 森林		老朽化対策 高潮対策	
	133		床浪港海岸 (床波港地区)	松浦市鷹島町地先	(港)	護 岸	※○	338m	+2.8~+3.4	338m		松浦市鷹島町の一部	宅地 農地		老朽化対策 高潮対策	
	134	三里港海岸 (三里港地区)	松浦市鷹島町地先	(港)	護岸	○	569m	不明	569m	松浦市鷹島町の一部		森林	高潮対策			
	135	19	船唐津漁港海岸 (南部地区)	松浦市鷹島町地先	(水)	—	—	—	—	—	+2.90m ~ +6.20m	松浦市鷹島町の一部	—		高潮対策	
	136		鷹島海岸 (古田地区)	松浦市鷹島町船唐津免字 古田2から8-1まで	(農)	護岸	○	279m	+3.1	279m		松浦市鷹島町の一部	農地なし		高潮対策	
	137		鷹島海岸 (牧ノ浦地区)	松浦市鷹島町船唐津免字 壘田249-3から原免字垣ノ 内1109まで	(農)	護岸	○	2,084m	+5.0	2,084m		松浦市鷹島町の一部	耕作放棄地		高潮対策	
	138		三代港海岸 (三代港地区)	松浦市鷹島町地先	(港)	護岸	○	1318.3m	+1.3	1318.3m		松浦市鷹島町の一部	森林		高潮対策	
	139		鷹島海岸 (猿浦地区)	松浦市鷹島町中通免字猿 浦899から字仲瀬960まで	(農)	護岸	○	69m	—	69m		松浦市鷹島町の一部	農地なし		高潮対策	
	140		鷹島海岸 (白浜地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字 姫木362-3から字障子輪 205-2まで	(農)	護岸	○	366m	+3.1	366m		松浦市鷹島町の一部	農地なし		高潮対策	
						突堤	○	1基 31m	—	1基 31m		松浦市鷹島町の一部	—		高潮対策	
						潜堤	○	47m	—	47m		松浦市鷹島町の一部	—		高潮対策	
	141		鷹島海岸 (立石地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字 得1505-1から1503-2まで	(農)	護岸	○	97m	+4.4	97m		松浦市鷹島町の一部	耕作 放棄地		高潮対策	
142	鷹島海岸 (婿ヶ浦地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字 婿ヶ浦1244から1242-1ま で	(農)	護岸	○	53m	+4.6	53m	松浦市鷹島町の一部	農地なし	高潮対策					

※所管: (河) 水管理・国土保全局、(港) 港湾局、(水) 水産庁、(農) 農村振興局

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	143	19	鷹島海岸 (釜蓋地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字 釜蓋1143-1から1138まで	(農)	自然海岸		—	—	—		松浦市鷹島町の一部	農地なし	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化の 進行段階に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維持・ 修繕に努め、施設の機能を確保 する。	高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被 害を防止するため、護岸 等の整備を行い、必要な 防護機能を確保するととも に、既存施設の老朽化に 伴う維持補修や改築など を実施する。 実施に当たっては、防 護・環境・利用の調和のと れた海岸整備を目指す。
	145		鷹島海岸 (浜ノ浦地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字 釜蓋1135-2から字白崎 241-1まで	(農)	護岸	○	93m	—	93m		松浦市鷹島町の一部	農地なし		高潮対策	
	146		鷹島海岸 (日比地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字 池田33から里免字日比 1374まで	(農)	護岸	○	30m	—	30m	+2.90m ～ +6.20m	松浦市鷹島町の一部	農地なし		高潮対策	
	147		日比漁港海岸 (北部地区)	松浦市鷹島町地先	(水)	-	-	-	-	-		松浦市鷹島町の一部	-		高潮対策	
	148		鷹島海岸 (降道地区)	松浦市鷹島町阿翁浦免字 榎2375から神崎免降道 2162まで	(農)	護岸	○	295m	+4.2	295m		松浦市鷹島町の一部	耕作地		高潮対策	
						消波	○	97m	—	97m		松浦市鷹島町の一部	—		高潮対策	
	149		鷹島海岸 (伊野利地区)	松浦市鷹島町神崎免字抜 田2034から字真立1594ま で	(農)	護岸	○	250m	+4.2	250m	+2.90m ～ +6.20m	松浦市鷹島町の一部	耕作地		高潮対策	
						突堤	○	2基 42m	—	2基 42m		松浦市鷹島町の一部	—		高潮対策	
	150		岩の上海岸 (植松地区)	平戸市岩の上町地先	(河)	護岸	※○	164.5m	—	164.5m		平戸市岩の上町の一部	農地 森林		老朽化対策 高潮対策	
	151		平戸海岸 (植松地区)	平戸市明の川内町字遠見 岳9から岩の上町字東植松 461まで	(農)	護岸	○	562m	+4.5	562m		平戸市明の川内町の一部	耕作地		高潮対策	
						突堤	○	1基 10m	—	1基 10m		平戸市明の川内町の一部	—		高潮対策	
	152		平戸海岸 (大野浦地区)	平戸市大野町字柴山295 から明の川内町字松田74 まで	(農)	護岸	○	1,341m	+4.5	1,341m		平戸市大野町と明の川内町の一部	耕作地		高潮対策	
						突堤	○	4基 190m	—	4基 190m		平戸市大野町と明の川内町の一部	—		高潮対策	
						消波	○	210m	—	210m		平戸市大野町と明の川内町の一部	—		高潮対策	
	153		平戸海岸 (大崎地区)	平戸市大山町字北平1088 から大野町字俵石350まで	(農)	護岸	○	1,429m	+4.5	1,429m		平戸市大山町と大野町の一部	耕作地		高潮対策	
						突堤	○	5基 189m	—	5基 189m	+2.90m ～ +6.20m	平戸市大山町と大野町の一部	—		高潮対策	
消波		○				129m	—	129m		平戸市大山町と大野町の一部	—	高潮対策				
154	大野海岸 (柳道地区)	平戸市大野町地先	(河)	護岸	※○	132.0m		132.0m		平戸市大野町の一部	森林 宅地	老朽化対策 高潮対策				
				離岸堤	○	—	+4.23～+4.36	—	高潮対策							
				突堤	※○	1基 42.3m		1基 42.3m				老朽化対策 高潮対策				
155	大山海岸 (北平地区)	平戸市大山町地先	(河)	護岸	※○	369.6m	—	369.6m		平戸市大山町の一部	森林 宅地	老朽化対策 高潮対策				
156	川内港海岸 (千里ヶ浜地区)	平戸市大山町字南平地先	(港)	護岸	※○	1172m	+5.9	1172m		平戸市大山町の一部	道路	老朽化対策 高潮対策				
				突堤	○	200m	+4.5	200m				高潮対策				

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等						ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他	
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	157	19	川内港海岸 (川内地区)	平戸市大山町字黒曾根地 先	(港)	護岸	※○	1552m	+5.5	1552m	+2.90m ～ +6.20m	平戸市大山町の一部	宅地 道路 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化の 進行段階に応じて長寿命化を図 るなど、適切な維持・修繕に努 め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。	老朽化対策 高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被 害を防止するため、護岸 等の整備を行い、必要な 防護機能を確保するととも に、既存施設の老朽化に 伴う維持補修や改築など を実施する。 実施に当たっては、防 護・環境・利用の調和のと れた海岸整備を目指す。
	158		川内港海岸 (水垂地区)	平戸市水垂町字種子田地 先	(港)	護岸	※○	1551m	+5.0	1551m		平戸市水垂町の一部	宅地 道路		老朽化対策 高潮対策	
	159		平戸海岸 (京崎鼻地区)	平戸市水垂町字京崎1146 から1133まで	(農)	護岸	○	166m	+5.2	166m		平戸市水垂町の一部	耕作地		高潮対策	
	160		平戸海岸 (京岩崎地区)	平戸市宝亀町字池田57-1 から水垂町字京崎1146-口 まで	(農)	護岸	○	330m	+5.2	330m		平戸市水垂町の一部	耕作地		高潮対策	
	161		宝亀漁港海岸 (宝亀地区)	平戸市宝亀町地先	(水)	護岸	○	582m	+1.82	582m		平戸市宝亀町の一部	宅地 農地		高潮対策	
	162		平戸海岸 (中田地区)	平戸市宝亀町字新田1527 から字中田1480まで	(農)	護岸	○	201m	+4.6	201m		平戸市宝亀町の一部	耕作地		高潮対策	
	163		平戸海岸 (名切地区)	平戸市宝亀町字新田1540 から字名切2257-1まで	(農)	護岸 (水門等)	○	409m	+3.1	409m	平戸市宝亀町の一部	耕作地	高潮対策			
	164		木場海岸 (見城ヶ浜地区)	平戸市木場町地先	(河)	護岸	※○	844.1m	—	844.1m	平戸市木場町の一部	宅地 森林 農地	老朽化対策 高潮対策			
						突堤	※○	1基 32.7m	—	1基 32.7m			老朽化対策 高潮対策			
	165		紐差港海岸 (長瀬地区)	平戸市木場町字木山地先	(港)	護岸	※○	1370m	—	1370m	平戸市木場町の一部	農地	老朽化対策 高潮対策			
						突堤	※○	20m	—	20m			老朽化対策 高潮対策			
	166		紐差港海岸 (田崎地区)	平戸市木場町字本山地先	(港)	護岸	※○	1730m	—	1730m	平戸市木場町の一部	道路 農地	老朽化対策 高潮対策			
	167		紐差港海岸 (紐差地区)	平戸市迎紐差町地先	(港)	護岸	※○	1710m	—	1710m	平戸市迎紐差町の一部	宅地 道路 農地	老朽化対策 高潮対策			
						突堤	※○	75m	—	75m			老朽化対策 高潮対策			
	168		木ヶ津漁港海岸 (木ヶ津地区)	平戸市木ヶ津町地先	(水)	護岸	○	1,281m	+2.37	1,281m	平戸市木ヶ津町の一部	宅地 農地	高潮対策			
	169		紐差港海岸 (木ヶ津地区)	平戸市木ヶ津町地先	(港)	護岸	※○	1100m	—	1100m	平戸市木ヶ津町の一部	農地	老朽化対策 高潮対策			
	170		木ヶ津海岸 (赤松崎地区)	平戸市木ヶ津町地先	(河)	護岸	※○	496.8m	—	496.8m	平戸市木ヶ津町の一部	宅地 農地	老朽化対策 高潮対策			
	171	20	平戸海岸 (崎辺地区)	平戸市大川原町字崎辺 1539から字榎神山1486-4 まで	(農)	護岸	○	281m	—	281m	+6.70m ～ +9.30m	平戸市大川原町の一部	耕作 放棄地		高潮対策	
	172		大川原港海岸 (大川原地区)	平戸市大川原町字御神戸 地先	(港)	護岸	※○	441m	—	441m		平戸市大川原町の一部	宅地 農地		老朽化対策 高潮対策	
						突堤	※○	22m	—	22m					老朽化対策 高潮対策	
	173		船木海岸 (女鹿地区)	平戸市船木町地先	(河)	護岸	※○	157.3m	—	157.3m		平戸市船木町の一部	道路		老朽化対策 高潮対策	
	174		平戸海岸 (船木地区)	平戸市船木町字前田273 から字宮ノ後763まで	(農)	護岸	○	410m	—	410m		平戸市船木町の一部	耕作地 宅地 市道		高潮対策	
	175		平戸海岸 (梶明・渡谷地区)	平戸市船木町字梶明 1051-2から字渡谷又1257 まで	(農)	護岸	○	77m	—	77m		平戸市船木町の一部	耕作地		高潮対策	
	176	前津古漁港海岸 (前津吉地区)	平戸市神ノ川町字神ノ川 地先	(水)	護岸	※○	99m	+5.0	99m	平戸市神ノ川町の一部	宅地	老朽化対策 高潮対策				

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農林振興局

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性のある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況			ニ) 維持又は修繕の方法		その他	
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向		
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項	
長崎県	177	20	平戸海岸 (簗山地区)	平戸市前津吉町字前津吉 378から字一配田1312まで	(農)	護岸	○	503m	+8.5	503m	+6.70m ～ +9.30m	平戸市前津吉町の一部	耕作地 宅地 市道	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化の 進行段階に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。	高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被害を 防止するため、護岸等の整備を 行い、必要な防護機能を確保 するとともに、既存施設の老朽 化に伴う維持補修や改築などを 実施する。 実施に当たっては、防護・環境 ・利用の調和のとれた海岸整 備を目指す。	
	消波		○	233m		+7.5	233m	平戸市前津吉町の一部	—	高潮対策							
	178		平戸海岸 (川尻地区)	平戸市前津吉町字一配田 1312から神上町字火渡550 まで	(農)	護岸	○	822m	+9.5	822m		平戸市前津吉町と神上町の一部	耕作地		高潮対策		
	消波		○	173m		—	173m	平戸市前津吉町と神上町の一部	—	高潮対策							
	179		平戸海岸 (立石地区)	平戸市小田町立石免2256	(農)	自然海岸		—	—	—		平戸市小田町の一部	農地なし		高潮対策		
	180		小田海岸 (船越前目地区)	平戸市小田町地先	(河)	護岸	○	104.5m	+8.66	104.5m		平戸市小田町の一部	宅地		高潮対策		
	離岸堤					○	—	—		高潮対策							
	181		平戸海岸 (見川原地区)	平戸市野子町字見川原 555から字大崎556まで	(農)	護岸	○	99m	+4.7	99m		平戸市野子町の一部	農地なし		高潮対策		
	182		平戸海岸 (戸屋久地区)	平戸市野子町字戸屋久 252から254-1まで	(農)	護岸	○	147m	—	147m		平戸市野子町の一部	耕作 放棄地		高潮対策		
	183		平戸海岸 (片平石地区)	平戸市野子町字片平石 402から字見川原553まで	(農)	護岸	○	118m	—	118m		平戸市野子町の一部	耕作 放棄地		高潮対策		
	184	平戸海岸 (郷子地区)	平戸市野子町字郷子348 から388まで	(農)	護岸	○	74m	—	74m	平戸市野子町の一部	耕作 放棄地	高潮対策					
	185	宮ノ浦漁港海岸 (宮ノ浦地区)	平戸市野子町宮ノ浦地先	(水)	—	—	—	—	—	平戸市野子町の一部	—	高潮対策					
	186	21	福良漁港海岸 (福良・野子地区)	平戸市野子町地先	(水)	護岸	○	1,318m	+3.1	1,318m	平戸市野子町の一部	宅地 農地	高潮対策				
	187		小田海岸 (赤波江地区)	平戸市野子町地先	(河)	護岸	※○	148.0m	—	148.0m	平戸市野子町の一部	森林	老朽化対策 高潮対策				
	188		船越漁港海岸 (船越地区)	平戸市野子町地先	(水)	護岸	○	1,929m	+3.15	1,929m	平戸市野子町の一部	宅地 農地	高潮対策				
	189		小田海岸 (船越地区)	平戸市小田町地先	(河)	護岸	※○	372.0m	—	372.0m	平戸市小田町の一部	森林 農地	老朽化対策 高潮対策				
	190		平戸海岸 (肥地区)	平戸市小田町字肥1698-1 から字肥崎1149まで	(農)	護岸	○	523m	+4.1	523m	平戸市小田町の一部	耕作地 宅地	高潮対策				
	191		志々波浦漁港海岸 (志々波浦地区)	平戸市志々波町地先	(水)	護岸	○	1,726m	+4.23	1,726m	平戸市志々波町の一部	宅地 農地	高潮対策				
	192		平戸海岸 (大志々波地区)	平戸市大志々波町字月崎 137第1から字水尻1786ま で	(農)	護岸	○	1,057m	+6.5	1,057m	平戸市大志々波町の一部	耕作地 宅地	高潮対策				
突堤	○					2基 73m	—	2基 73m	平戸市大志々波町の一部	—	高潮対策						
193	平戸海岸 (女鹿崎地区)		平戸市大志々波町字女鹿 崎1831から1809まで	(農)	自然海岸		—	—	—	平戸市大志々波町の一部	農地なし	高潮対策					
194	平戸海岸 (尾ノ浦地区)	平戸市早福町尾の浦30から 大志々波町字尾の浦 1925まで	(農)	自然海岸		—	—	—	平戸市早福町と大志々波町の一部	農地なし	高潮対策						
195	平戸海岸 (打越地区)	平戸市早福町字打越丙 195から字女瀬浦150-1ま で	(農)	自然海岸		—	—	—	平戸市早福町の一部	農地なし	高潮対策						

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農林振興局

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等						ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他	
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	196	21	早福漁港海岸 (早福地区)	平戸市早福町地先	(水)	護岸	○	204m	+2.24	204m	+3.20m ～ +5.20m	平戸市早福町の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。	高潮対策	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状について、定期的に点検・評価を実施し、変状の発生位置や劣化の進行段階に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や堤体ブロックの移動・散乱・沈下等について、定期的に点検・評価を実施し、必要に応じてブロックの補充等による適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備の経年変化や劣化、損傷を調査するとともに、必要に応じて長寿命化を図るなど、適切な維持・修繕に努め、施設の機能を確保する。
	197		平戸海岸 (江川地区)	平戸市早福町字江川 1219-第1から1274乙まで	(農)	護岸	○	65m	+7.5	65m		平戸市早福町の一部	耕作地		高潮対策	
	198		平戸海岸 (松田地区)	平戸市早福町字大早福 1506から字松田1383まで	(農)	護岸	○	86m	+7.4	86m		平戸市早福町の一部	耕作地		高潮対策	
	199		古田漁港海岸 (古田地区) (大佐志地区)	平戸市大佐志町地先	(水)	護岸	○	3,057m	+4.12	3,057m		平戸市大佐志町の一部	宅地 農地		高潮対策	
	200		神船海岸 (神船地区)	平戸市神船町地先	(河)	護岸	※○	447.0m	—	447.0m		平戸市神船町の一部	農地 森林		老朽化対策 高潮対策	
	201		猪渡谷海岸 (中津良川地区)	平戸市猪渡谷町地先	(河)	護岸	※○	415.0m	—	415.0m		平戸市猪渡谷町の一部	森林 宅地 農地		老朽化対策 高潮対策	
	202		猪渡谷漁港海岸 (猪渡谷地区)	平戸市猪渡谷町地先	(水)	護岸	○	185m	+2.14	185m	+3.20m ～ +5.20m	平戸市猪渡谷町の一部	宅地 農地		高潮対策	
	203		西浜漁港海岸 (西浜地区)	平戸市堤町地先	(水)	護岸	○	208m		208m		平戸市堤町の一部	宅地 農地		高潮対策	
	204		堤漁港海岸 (堤地区)	平戸市堤町地先	(水)	護岸	○	769m	+5.39	769m		平戸市堤町の一部	宅地 農地		高潮対策	
	205		平戸海岸 (馬込地区)	平戸市堤町字馬込622から 647まで	(農)	護岸	○	121m	+7.0	121m		平戸市堤町の一部	耕作 放棄地		高潮対策	
	206	22	飯良漁港海岸 (飯良地区)	平戸市飯良町地先	(水)	護岸	○	1,123m	+5.5	1,123m	+4.10m ～ +6.10m	平戸市飯良町の一部	宅地 農地	高潮対策		
	207		根獅子漁港海岸 (根獅子地区)	平戸市根獅子町地先	(水)	護岸	○	482m	+3.95	482m		平戸市根獅子町の一部	宅地 農地	高潮対策		
	208		大石脇海岸 (人津久地区)	平戸市獅子町、大石脇町 地先	(河)	護岸	※○	849.4m	—	849.4m		平戸市獅子町、大石脇町の一部	森林 道路	老朽化対策 高潮対策		
	209		獅子漁港海岸 (獅子地区)	平戸市獅子町地先	(水)	護岸	○	748m	+2.47	748m		平戸市獅子町の一部	宅地 農地	高潮対策		
	210		平戸海岸 (春日地区)	平戸市春日町字小不計 1181から3219まで	(農)	護岸	○	122m	+8.0	122m	～ +8.20m	平戸市春日町の一部	耕作 放棄地	高潮対策		
	211		高越漁港海岸 (高越地区)	平戸市高越町地先	(水)	護岸	○	271m	+2.8	271m		平戸市高越町の一部	宅地 農地	高潮対策		
	212		春日漁港海岸 (高浜地区)	平戸市春日町地先	(水)	護岸	○	283m	—	283m		平戸市生月町の一部	—	高潮対策		
	213		25	生月海岸 (早崎地区)	平戸市生月町山田南免字 早崎4363-1から字荒崎 1725まで	(農)	護岸	○	1,860m	+5.4		1,860m	～ +4.20m	平戸市生月町の一部	農地なし	高潮対策
	突堤	○					2基 133m	—	2基 133m	平戸市生月町の一部	—	高潮対策				
	離岸堤	○					234m	—	234m	平戸市生月町の一部	—	高潮対策				
	消波	○					1,663m	—	1,663m	平戸市生月町の一部	—	高潮対策				

※所管: (河) 水管理・国土保全局、(港) 港湾局、(水) 水産庁、(農) 農林振興局

※: 老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	214	25	山田南海岸 (道畔地区)	平戸市生月町地先	(河)	護岸	※○	62.3m	—	62.3m	～ +4.20m	平戸市生月町の一部	農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。	老朽化対策 高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被 害を防止するため、護岸 等の整備を行い、必要な 防護機能を確保するととも に、既存施設の老朽化に 伴う維持補修や改築など を実施する。 実施に当たっては、防 護・環境・利用の調和のと れた海岸整備を目指す。
			離岸堤	○	—	—			高潮対策							
	215		生月海岸 (横道地区)	平戸市生月町南免度畑 2807から里免字横道4568 まで	(農)	護岸	○	641m	+8.1	641m		平戸市生月町の一部	耕作 放棄地		高潮対策	
	216		生月海岸 (永田地区)	平戸市生月町荻部免字志 保良3232から字永田2829 まで	(農)	護岸	○	393m	+9.2	393m	平戸市生月町の一部	農地なし	高潮対策			
	217		生月海岸 (田頭地区)	平戸市生月町荻部免字田 頭185-3から字トノクソ435- 2まで	(農)	護岸	○	254m	+4.9	254m	平戸市生月町の一部	農地なし	高潮対策			
	218		生月海岸 (田頭第2地区)	平戸市生月町荻部免字ト ノクソ447から字鞍馬472まで	(農)	護岸	○	97m	+5.1	97m	平戸市生月町の一部	農地なし	高潮対策			
	219		御崎漁港海岸 (御崎浦地区)	平戸市生月町地先	(水)	護岸	○	1,295m	+3.41	1,295m	平戸市生月町の一部	宅地 農地	高潮対策			
	220	23	生月一部海岸 (鷗崎浜脇地区)	平戸市生月町地先	(河)	護岸	※○	783.7m	+1.41～+6.17	783.7m	～ +4.90m	平戸市生月町の一部	森林 宅地	老朽化対策 高潮対策		
			離岸堤	○	—	—				高潮対策						
			突堤	※○	1基 2.8m	1基 2.8m				老朽化対策 高潮対策						
	221	24	生月漁港海岸 (宇瀬地区)	平戸市生月町荻部浦字浦 方地先	(水)	護岸	※○	1499m	+3.5	1499m	～ +5.30m	平戸市生月町の一部	宅地 農地	老朽化対策 高潮対策		
	222		生月漁港海岸 (松本地区)	平戸市生月町大字生月里 免荻部浦地先	(水)	護岸	※○	449m	+7.0	449m		平戸市生月町の一部	道路 農地	老朽化対策 高潮対策		
	223		生月海岸 (山田地区)	平戸市生月町山田免字下 骨棒1757から字日草970-2 まで	(農)	護岸	○	1,202m	+4.3	1,202m		平戸市生月町の一部	農地なし	高潮対策		
					消波	○	1,093m	—	1,093m	平戸市生月町の一部		—	高潮対策			
	224		館浦漁港海岸 (館浦地区) (宮ノ下地区)	平戸市生月町大字山田免 地先	(水)	護岸	※○	165m	—	165m	平戸市生月町の一部	道路	老朽化対策 高潮対策			
	225	17	白石漁港海岸 (白石地区)	平戸市主師町地先	(水)	護岸	○	207m	+4.78	207m	～ +6.00m	平戸市主師町の一部	宅地 農地	高潮対策		
226	主師海岸 (主師地区)		平戸市主師町地先	(河)	護岸	※○	226.7m	—	226.7m	平戸市主師町の一部		宅地 森林	老朽化対策 高潮対策			

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	227	17	平戸海岸 (荒崎地区)	平戸市古江町字荒崎1185 から字瀬ノ内1216まで	(農)	護岸	○	415m	+5.1	415m	～ +6.00m	平戸市古江町の一部	農地なし	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長 寿命化を図るなど、適切な維持 ・修繕に努め、施設の機能を確 保する。	高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被 害を防止するため、護岸 等の整備を行い、必要 な防護機能を確保する とともに、既存施設の 老朽化に伴う維持補修 や改築などを実施す る。 実施に当たっては、防 護・環境・利用の調和 のとれた海岸整備を目 指す。
			潜堤			445m	—	445m	平戸市古江町の一部	—		高潮対策				
	228	平戸海岸(小浦地区)	平戸市古江町字阿波造 889から字小浦827まで	(農)	護岸	○	280m	+5.3	280m	平戸市古江町の一部		農地なし	高潮対策			
	229	18	古江港海岸 (大瀬地区)	平戸市古江町字大瀬地先	(港)	護岸	※○	201m	+3.7	201m	2.80 ～ +3.80m	平戸市古江町の一部	農地		老朽化対策 高潮対策	
	230		古江港海岸 (古江地区)	平戸市古江町字早ヶ浦地 先	(港)	護岸	※○	2117m	+4.4	2117m		平戸市古江町の一部	宅地 道路 農地		老朽化対策 高潮対策	
	231		古江港海岸 (木引地区)	平戸市木引町字塩焼地先	(港)	護岸	※○	2893m	+5.5	2893m		平戸市木引町の一部	道路 農地		老朽化対策 高潮対策	
						突堤	○	30m	+4.3	30m					高潮対策	
	232		鏡川海岸 (梅崎地区)	平戸市鏡川町地先	(河)	護岸	※○	458.5m	—	458.5m		平戸市鏡川町の一部	農地 森林 宅地		老朽化対策 高潮対策	
	233		薄香湾漁港海岸 (潮ノ浦地区)	平戸市大久保町字千代切 山地先	(水)	護岸	※○	783m	+4.4	783m	平戸市大久保町の一部	宅地 道路 農地	老朽化対策 高潮対策			
			薄香湾漁港海岸 (薄香地区)	平戸市鏡川町字梅崎地先		護岸	※○	110m	—	110m	平戸市鏡川町の一部	宅地	老朽化対策 高潮対策			
	234		大久保海岸 (大久保地区)	平戸市大久保町地先	(河)	護岸	※○	2059.1m		2059.1m	平戸市大久保町の一部	道路 宅地 農地 森林	老朽化対策 高潮対策			
						離岸堤	○	—	+1.29～+4.61	—			高潮対策			
						突堤	※○	3基 97.0m		3基 97.0m			老朽化対策 高潮対策			
	235		平戸海岸 (千代切山地区)	平戸市大久保町字水ノ浦 127	(農)	自然海岸	○	—	—	—	2.80 ～ +3.80m	平戸市大久保町の一部	農地なし		高潮対策	
	236		平戸海岸 (広浦地区)	平戸市大久保町字長崎山 219-8から220-25-1まで	(農)	護岸	○	160m	+2.2	160m	平戸市大久保町の一部	農地なし 宅地 市道	高潮対策			
	237		平戸海岸 (須草地区)	平戸市大久保町字須草 203から又218まで	(農)	護岸	○	102m	+2.1	102m	平戸市大久保町の一部	耕作地 市道	高潮対策			
	238		須草海岸漁港海岸 (須草地区)	平戸市大久保町地先	(水)	護岸	○	334m	+2.84	334m	平戸市大久保町の一部	宅地 農地	高潮対策			
	239		平戸海岸 (東田ノ浦地区)	平戸市大久保町字東田ノ 浦178から西田ノ浦3-第1 まで	(農)	護岸	○	430m	—	430m	平戸市大久保町の一部	耕作 放棄地	高潮対策			

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農林振興局

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類、規模及び配置等					ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他		
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	240	19	平戸海岸 (神崎地区)	平戸市大久保町字米山免 633	(農)	護岸	○	36m	—	36m	+3.70m ～ +4.50m	平戸市大久保町の一部	耕作 放棄地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化の 進行段階に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤 波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。	高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被 害を防止するため、護岸 等の整備を行い、必要な 防護機能を確保するととも に、既存施設の老朽化に 伴う維持補修や改築など を実施する。 実施に当たっては、防 護・環境・利用の調和のと れた海岸整備を目指す。
	241		岩の上海岸 (龍臨地区)	平戸市大久保町地先	(河)	護岸	※○	352.0m	—	352.0m		平戸町大久保町の一部	道路		老朽化対策 高潮対策	
					突堤	※○	1基 48.0m	—	1基 48.0m				老朽化対策 高潮対策			
	242		田助漁港海岸 (田助地区)	平戸市田助町字四軒家地 先	(水)	護岸	※○	434m	+5.3	434m		平戸市田助町の一部	宅地 農地		老朽化対策 高潮対策	
	243		平戸港海岸 (小川地区)	平戸市大久保町字古館地 先	(港)	護岸	※○	801m	+5.0	801m		平戸市大久保町の一部	宅地 農地		老朽化対策 高潮対策	
	244		平戸港海岸 (白浜地区)	平戸市岩の上町字亀岡地 先	(港)	護岸	※○	376m	+5.0	376m		平戸市岩の上町の一部	宅地		老朽化対策 高潮対策	
	245		岩の上海岸 (南龍崎地区)	平戸市岩の上町地先	(河)	護岸	※○	524.3m	—	524.3m		平戸市岩の上町の一部	森林 宅地		老朽化対策 高潮対策	
	246	247	飯盛漁港海岸 (飯盛地区)	平戸市度島町地先	(水)	護岸	○	1,032m	+3.54	1,032m	+3.00m ～ +5.50m	平戸市度島町の一部	宅地 農地		高潮対策	
			度島漁港海岸 (ハイキ地区)	平戸市度島町字ハイキ地 先	(水)	護岸	※○	159m	+5.0	159m		平戸市度島町の一部	農地		老朽化対策 高潮対策	
			度島漁港海岸 (湯牟田地区)	平戸市度島町字椎木原地 先		護岸	※○	1064m	+5.5	1064m		平戸市度島町の一部	宅地 農地		老朽化対策 高潮対策	
					突堤	※○	42m	+3.5	42m				老朽化対策 高潮対策			
	248	16	度島海岸 (波息地区)	平戸市度島町地先	(河)	護岸	※○	844.3m	+4.02～+6.08	844.3m	+3.00m ～ +5.50m	平戸市度島町の一部	森林 農地		老朽化対策 高潮対策	
	249		度島海岸 (度島地区)	平戸市度島町字小松又 2733-2から字太田2142ま で	(農)	護岸	○	837m	+6.0	837m		平戸市度島町の一部	耕作 放棄地		高潮対策	
	250		水尻海岸 (水尻地区)	平戸市度島町字塚畑1826 から字小郷浦1325まで	(農)	護岸	○	853m	+7.2	853m		平戸市度島町の一部	耕作 放棄地		高潮対策	
	251		崎瀬海岸 (崎瀬地区)	平戸市度島町字白津知又 366から字荒崎365-1まで	(農)	護岸	○	200m	+3.6	200m		平戸市度島町の一部	耕作 放棄地		高潮対策	
	252		大島西字戸海岸 (西字戸地区)	平戸市大島村地先	(水)	護岸	※○	366.5m	+0.66～+4.40	366.5m		平戸市大島村の一部	農地 森林 砕石場		老朽化対策 高潮対策	
	253		大島前平海岸 (前平地区)	平戸市大島村大島前平免 字白崎438から字辻山899 まで	(農)	護岸	○	1,105m	+6.5	1,105m		平戸市大島村の一部	耕作地		高潮対策	
						突堤	○	2基 66m	—	2基 66m		平戸市大島村の一部	—		高潮対策	
	254		獅子吼港海岸 (獅子吼港地区)	平戸市大島村地先	(港)	護岸	○	569m	不明	569m		平戸市大島村の一部	宅地 農地		高潮対策	
	255		獅子吼港海岸 (戸田港地区)	平戸市大島村地先	(港)	護岸	○	728m	不明	728m		平戸市大島村の一部	農地 森林		高潮対策	
	256		大島海岸 (小通地区)	平戸市大島村大根坂免字 小通1055	(農)	護岸	○	47m	—	47m		平戸市大島村の一部	耕作 放棄地		高潮対策	
	257		大島海岸 (長崎鼻地区)	平戸市大島村大根坂免字 長崎鼻1105から1106まで	(農)	自然海岸		—	—	—		平戸市大島村の一部	農地なし		高潮対策	
	258		大根坂漁港海岸 (大根坂地区)	平戸市鷹島町大根坂免地 先	(水)	護岸	○	644.5m	—	644.5m		平戸市大島村の一部	宅地 農地		高潮対策	

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農村振興局

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

別冊 海岸保全施設整備基本計画

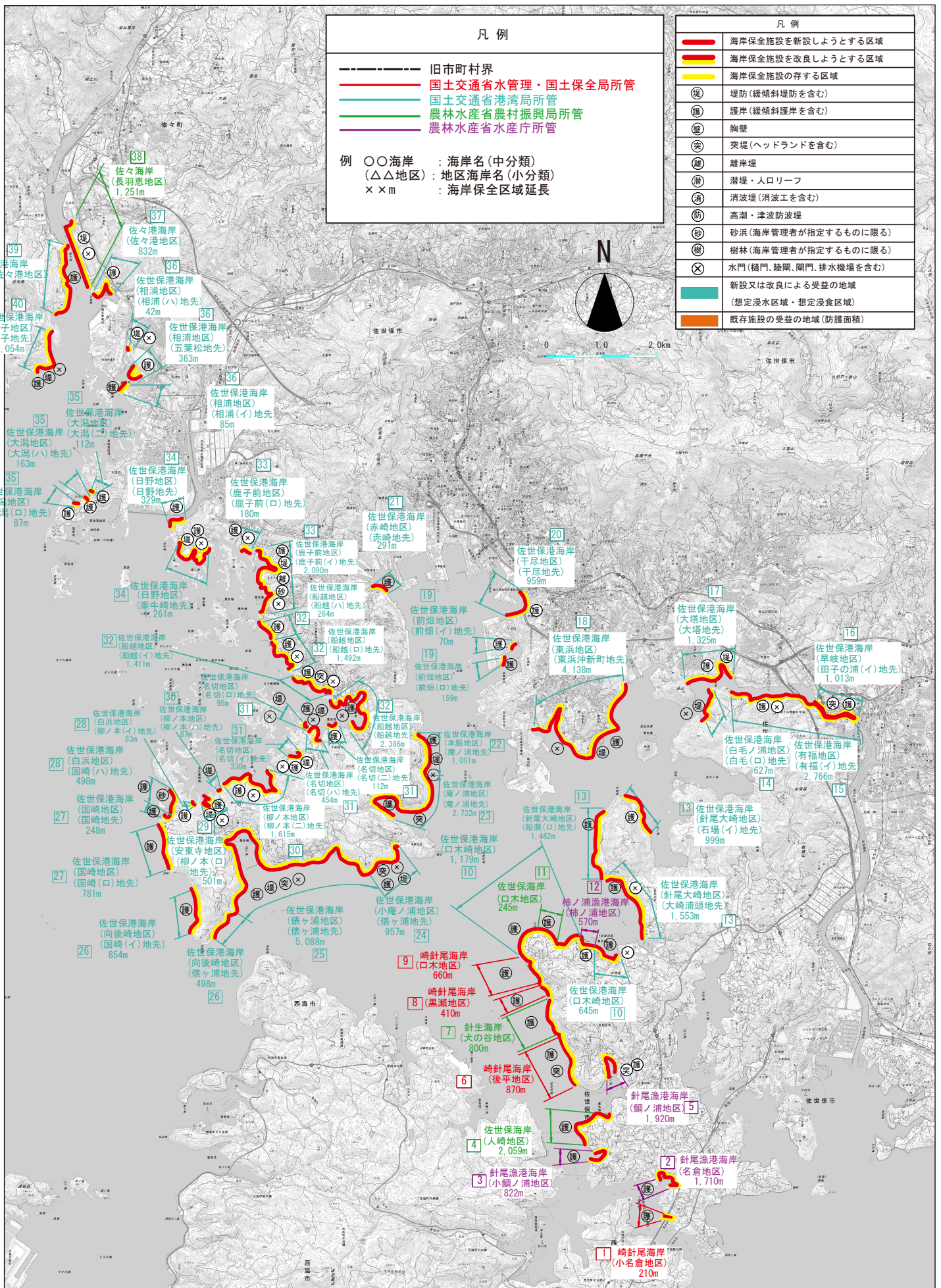
イ) 海岸保全施設を整備しようとする区域						ロ) 海岸保全施設の種類の種類、規模及び配置等				ハ) 海岸保全施設による受益の地域及びその状況		ニ) 維持又は修繕の方法	その他			
県名	No.	ブロック 番号	海岸名	地名	所管	種類	新設 「◎」 改良 「○」	施設規模(現況)		施設規模(計画)		受益の地域 及びその状況		維持又は修繕の方法	整備の方向	
								延長等	天端高 (T.P.m)	延長等	天端高 (T.P.m)	地域	状況		防護施設	配慮事項
長崎県	259	16	大島港海岸 (大島港地区)	平戸市大島村地先	(港)	護岸	※○	6519.1m	+1.67～+3.97	6519.1m	+3.00m ～ +5.50m	平戸市大島村の一部	宅地 農地	・堤防・護岸 施設の損傷・劣化等の変状に ついて、定期的に点検・評価を 実施し、変状の発生位置や劣化 の進行段階に応じて長寿命化を 図るなど、適切な維持・修繕に 努め、施設の機能を確保する。 ・突堤・離岸堤	老朽化対策 高潮対策	必要に応じて高潮による 背後地への越波・飛沫被 害を防止するため、護岸 等の整備を行い、必要な 防護機能を確保するととも に、既存施設の老朽化に 伴う維持補修や改築など を実施する。
	船揚場	9m	—	9m	平戸市大島村の一部		老朽化対策									
	260	7	高島漁港海岸 (東地区)	佐世保市高島町地先	(水)	護岸	○	299m	+6.0	299m	+4.20m ～ +8.50m	佐世保市高島町の一部	農地 道路	波浪による堤体全面の洗掘や 堤体ブロックの移動・散乱・沈下 等について、定期的に点検・評価 を実施し、必要に応じてブロック の補充等による適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。 ・水門 定期的に点検を行ない、設備 の経年変化や劣化、損傷を調査 するとともに、必要に応じて長寿 命化を図るなど、適切な維持・修 繕に努め、施設の機能を確保す る。	高潮対策	実施に当たっては、防 護・環境・利用の調和のと れた海岸整備を目指す。
	261		高島海岸 (春地区)	佐世保市高島町字春542 から470まで	(農)	護岸	○	173m	+6.3	173m		佐世保市高島町の一部	耕作地		高潮対策	
	262		高島海岸 (崎田地区)	佐世保市高島町字崎田 127から82まで	(農)	護岸	○	174m	+5.6	174m		佐世保市高島町の一部	耕作地		高潮対策	
	263		高島漁港海岸 (西地区)	佐世保市高島町地先	(水)	護岸	○	362m	+4.9	362m		佐世保市高島町の一部	宅地 農地 道路		高潮対策	
	264		高島海岸 (桜田地区)	佐世保市高島町字桜田 1082から1123まで	(農)	護岸	○	178m	—	178m		佐世保市高島町の一部	耕作 放棄地		高潮対策	
	265	15	青島漁港海岸 (北地区)	松浦市星鹿町青島免	(水)	護岸	○	150m	+5.2～+6.0	150m	+5.00m ～ +6.60m	松浦市星鹿町青島の一部	農地		高潮対策	
	266		青島漁港海岸 (赤岩地区)	松浦市星鹿町青島免	(水)	—	—	—	—	松浦市星鹿町青島の一部		—	高潮対策			
	267		星鹿海岸 (赤岩地区)	松浦市星鹿町青島免字赤 岩894から字上畑1086まで	(農)	護岸	○	798m	+4.5	798m		松浦市星鹿町青島の一部	耕作地		高潮対策	
					消波	○	569m	—	569m	松浦市星鹿町青島の一部		—	高潮対策			
	268		青島海岸 (長久保・赤パエ・牛久保地区)	松浦市星鹿町青島免字牛 久保1089から字赤パエ 1393まで	(農)	護岸	○	912m	+4.6	912m		松浦市星鹿町青島の一部	耕作地		高潮対策	
	269		御厨青島海岸 (宝浜地区)	松浦市星鹿町青島免字石 垣1578から1629まで	(農)	護岸	○	457m	+4.6	457m	+5.00m ～ +6.60m	松浦市星鹿町青島の一部	耕作 放棄地		高潮対策	
	270		星鹿海岸 (宝ノ浜地区)	松浦市星鹿町地先	(河)	護岸	○	590.0m	+3.61～+4.66	590.0m		松浦市星鹿町青島の一部	森林		高潮対策	
					(農)	護岸	○	383m	+4.6	383m		松浦市星鹿町青島の一部	農地なし		高潮対策	
	271		青島海岸 (崎田地区)	松浦市星鹿町青島免字丸 島二369から字崎田419-1 まで	(農)	消波	○	76m	—	76m		松浦市星鹿町青島の一部	—		高潮対策	
					護岸	○	570m	+4.6	570m	松浦市星鹿町青島の一部		農地なし	高潮対策			
	272		星鹿海岸 (白岩地区)	松浦市星鹿町青島免字中 島439から字白岩又64まで	(農)	消波	○	—	—	—	松浦市星鹿町青島の一部	—	高潮対策			
	273	14	飛鳥海岸 (大谷地区)	松浦市今福町飛鳥地先	(河)	護岸	※○	1150.7m	+3.36～+4.86	1150.7m	+3.50m ～ +3.70m	松浦市今福町飛鳥の一部	宅地 農地		老朽化対策 高潮対策	
	274		飛鳥漁港海岸 (水谷地区)	松浦市今福町飛鳥地先	(水)	護岸	○	95m	+5.0	95m		松浦市今福町飛鳥の一部	宅地		高潮対策	
	275		飛鳥漁港海岸 (大泊地区)	松浦市今福町飛鳥地先	(水)	護岸	○	195m	4.5～5.0m	195m		松浦市今福町飛鳥の一部	宅地		高潮対策	
	276		大泊海岸 (飛鳥地区)	松浦市今福町飛鳥地先	(農)	護岸	○	160m	+3.4	160m		松浦市今福町飛鳥の一部	農地なし		高潮対策	
	277	15	黒島漁港海岸 (北西部地区)	松浦市鷹島町黒島地先	(水)	—	—	—	—	—	—	松浦市鷹島町黒島の一部	—		高潮対策	

※所管：(河)水管理・国土保全局、(港)港湾局、(水)水産庁、(農)農林振興局

※：老朽化に伴い改良工事を実施する可能性がある海岸保全施設

※本表の計画天端高については、個別施設検討時に背後状況等を踏まえ、適切な許容越波流量等の設定を行い再度設計することに留意

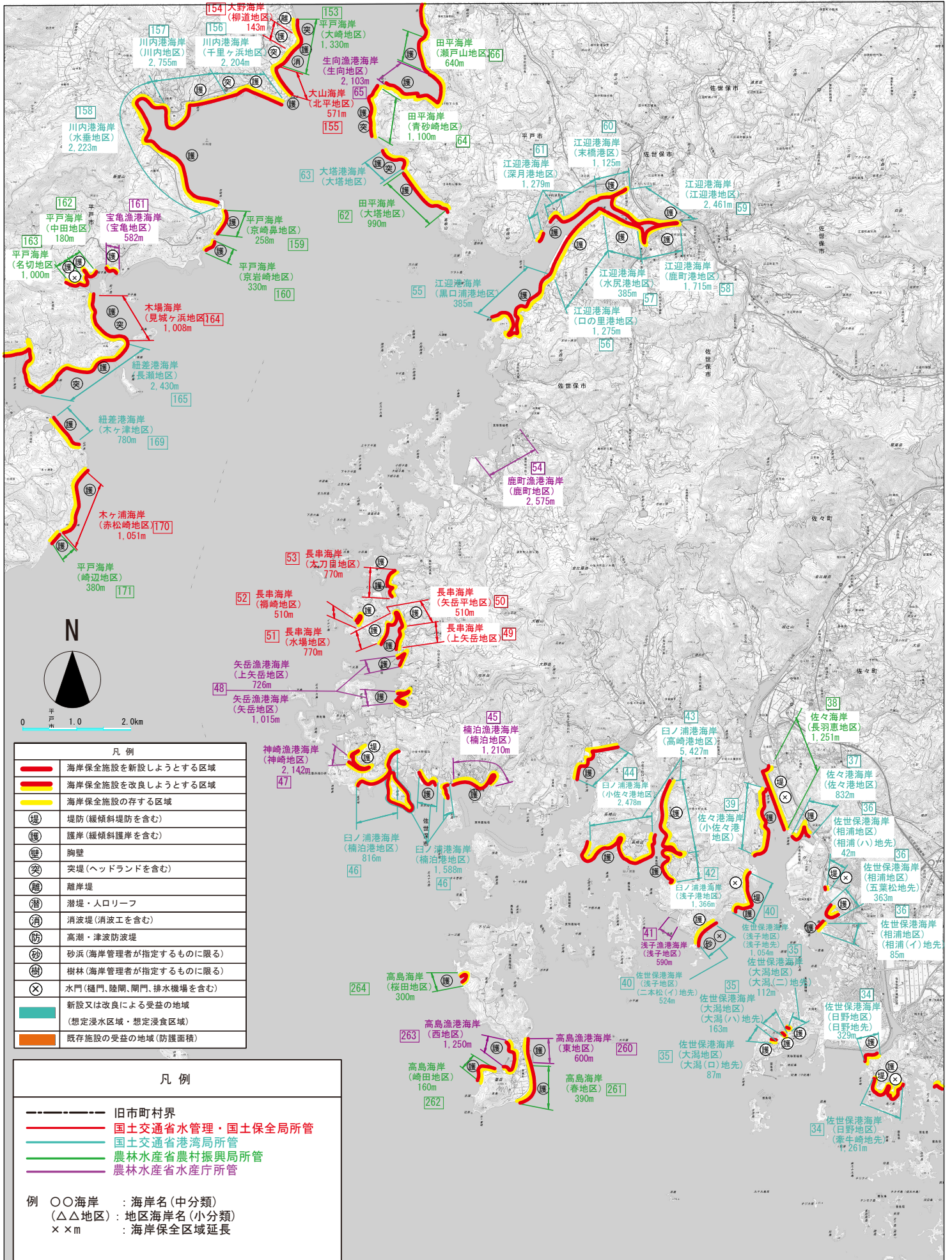
図-3.2 海岸保全区域の指定状況(松浦沿岸)(1)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R8JH77」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

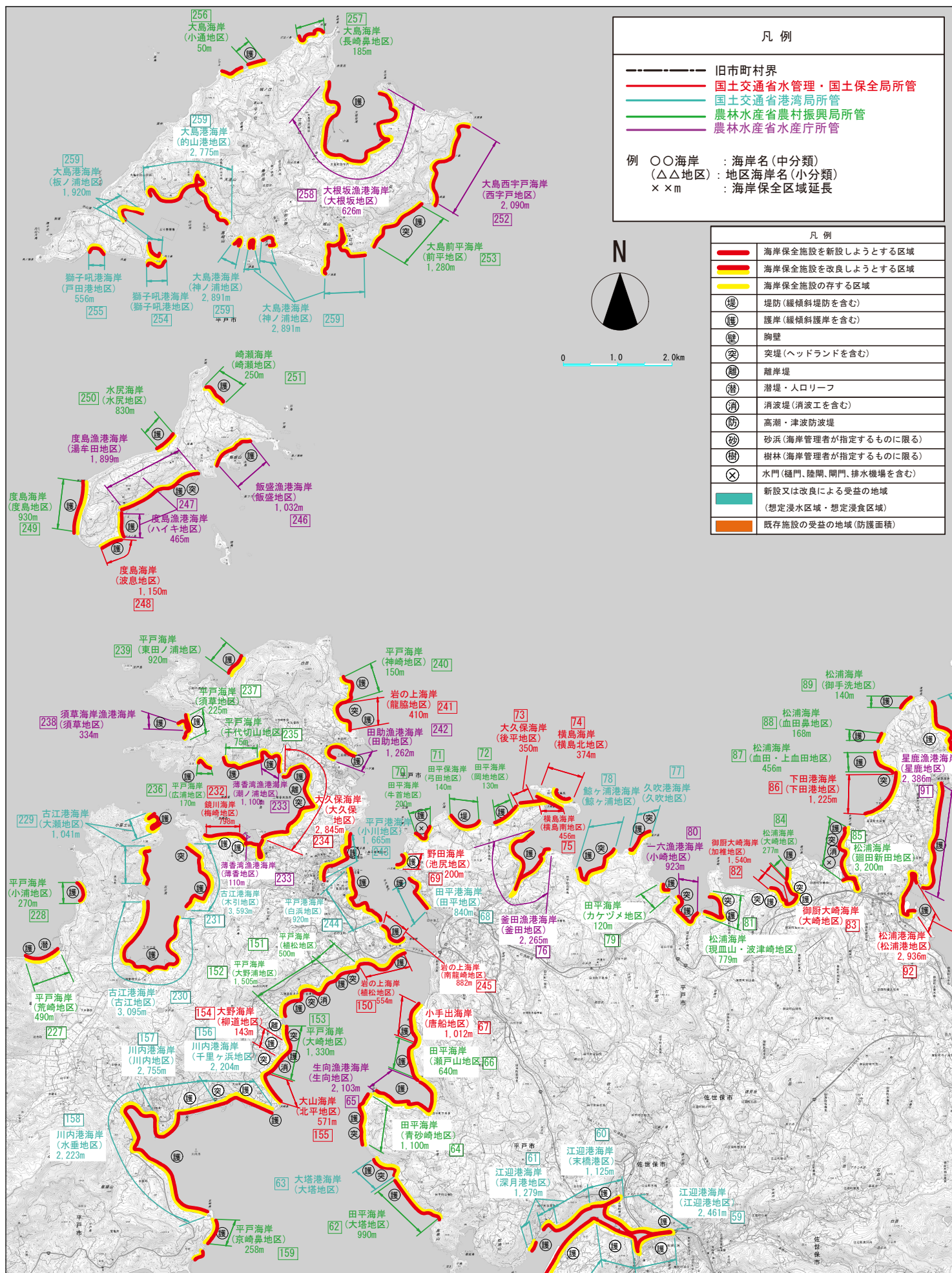
図-3.2 海岸保全区域の指定状況(松浦沿岸)(2)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R8JHf77」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

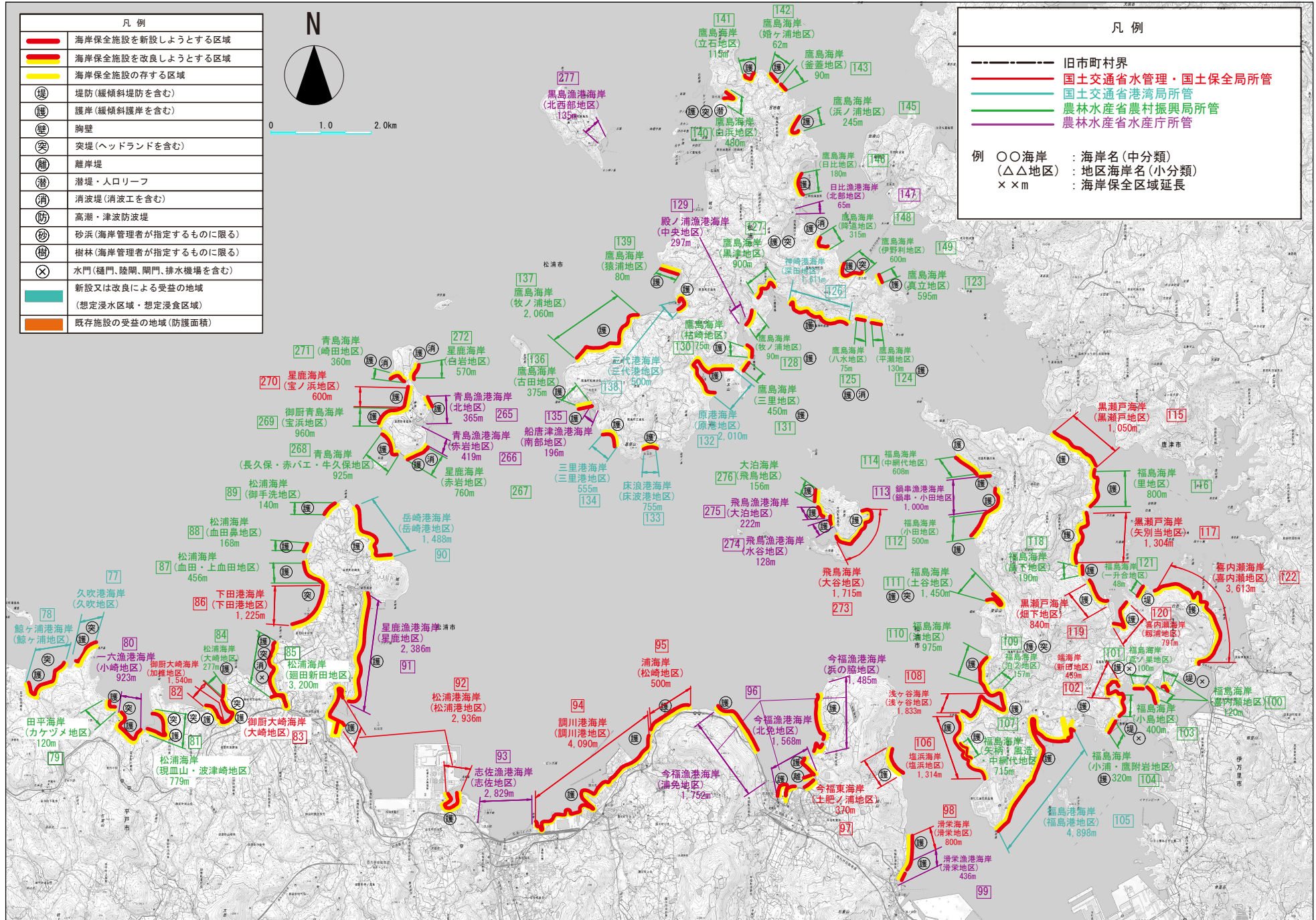
図-3.2 海岸保全区域の指定状況(松浦沿岸)(3)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R8JH77」

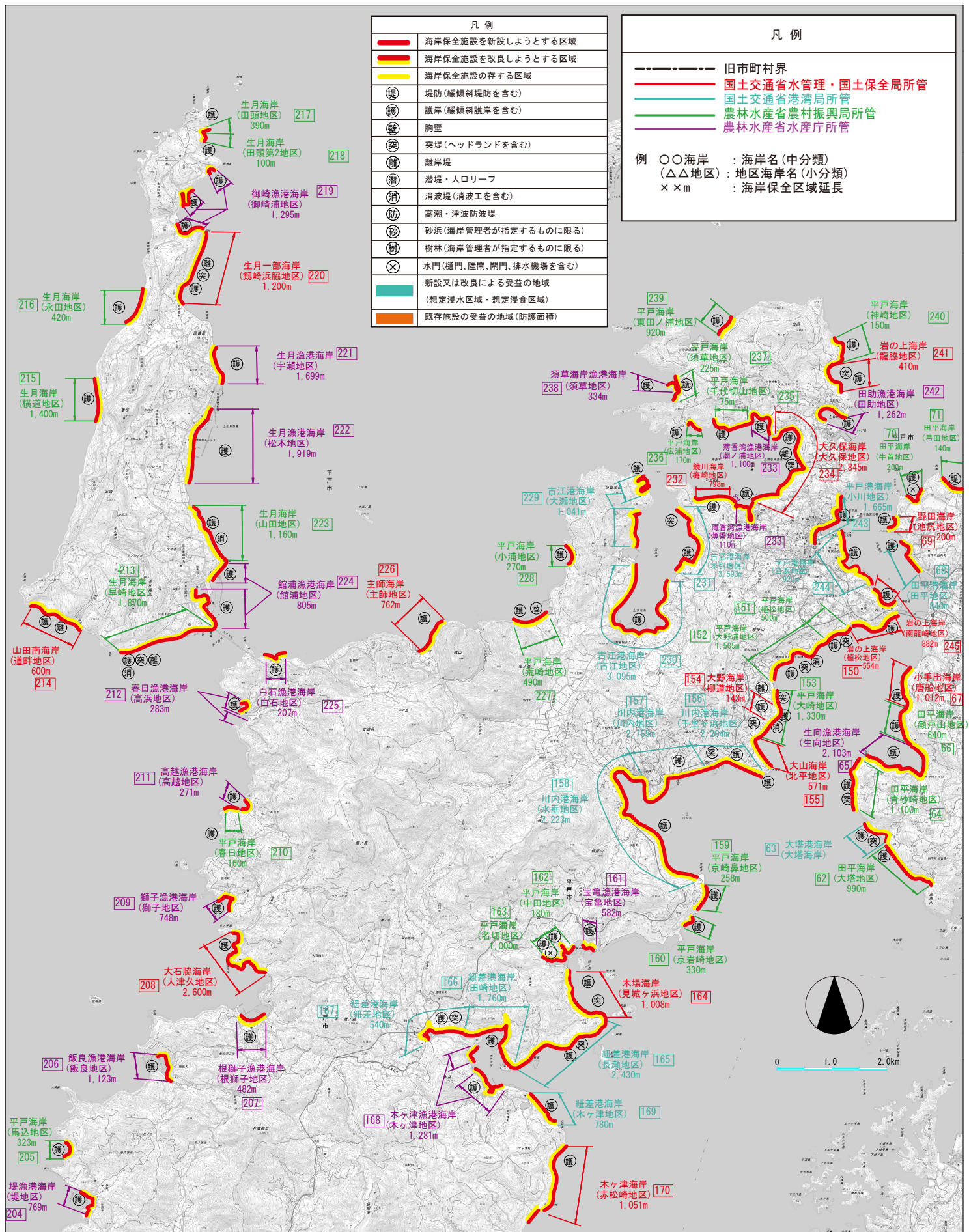
「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

図-3.2 海岸保全区域の指定状況(松浦沿岸)(4)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R8JHf77」

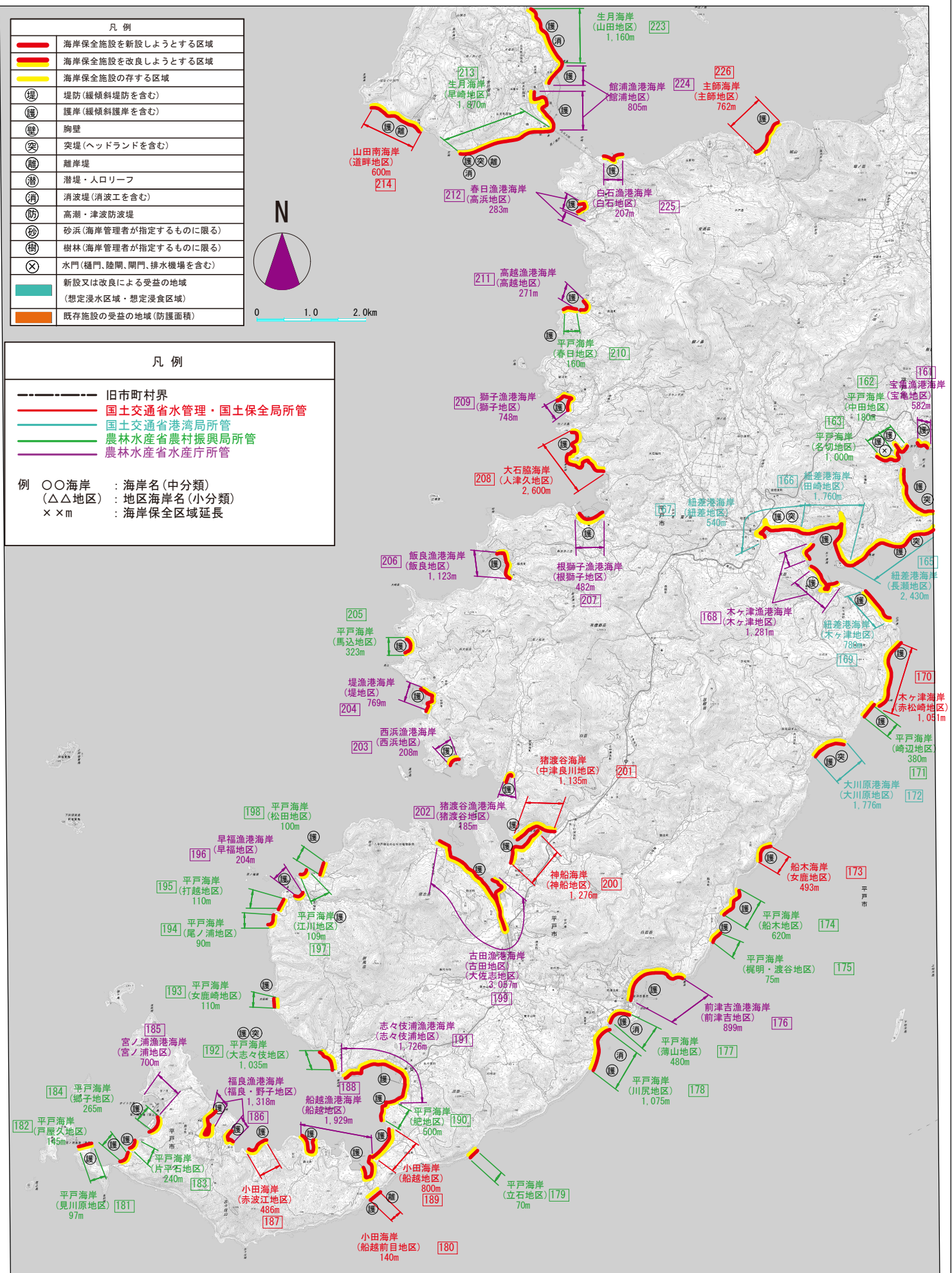
図-3.2 海岸保全区域の指定状況(松浦沿岸) (5)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R8JH77」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」

図-3.2 海岸保全区域の指定状況(松浦沿岸)(6)



「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R8JHf77」

「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない」